

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定

日本原燃株式会社

■：商業機密の観点から公開できない箇所

廃棄物管理施設保安規定改正来歴

No.	認可日	施行日	改定内容
0	H 7. 1. 18	同 左	制 定
1	H 8. 9. 27	H 8. 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正（職制規定の改正）に伴う改正 ・ 運用を踏まえた表現の適正化
2	H 9. 3. 13	同 左	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報連絡系統の変更に伴う改正 ・ 運用を踏まえた表現の適正化
3	H10. 1. 27	同 左	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安防災会議の発足に伴い本社貯蔵管理安全委員会を廃止したことに伴う改正 ・ 運用を踏まえた記載の適正化
4	H12. 11. 21	同 左	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炉規法の改正に伴う改正 ・ 運用を踏まえた記載の適正化
5	H13. 3. 28	H13. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 線量告示の改正に伴う改正 ・ 運用を踏まえた記載の適正化
6	H13. 7. 31	H13. 8. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正（職制規定の改正）に伴う改正 ・ 運用を踏まえた表現の適正化
7	H14. 12. 20	H15. 1. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正（職制規定の改正）に伴う改正 ・ 施設定期自主検査実施項目の見直し ・ 運用を踏まえた表現の適正化
8	H16. 5. 31	H16. 6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物管理規則の一部改正に伴う品質保証に関する事項の追加 ・ 組織改正（職制規定の改正）に伴う改正
9	H16. 12. 22	H16. 12. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正（職制規定の改正）に伴う改正 ・ 放射線管理に係る区域区分及び運用の変更 ・ 保安活動に関する記録事項の変更 ・ 運用を踏まえた記載の適正化
10	H17. 12. 27	H17. 12. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正（職制規定の改正）に伴う改正 ・ 放射線管理に係る区域区分及び運用の変更 ・ 運用を踏まえた記載の適正化
11	H18. 6. 29	H18. 6. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正（職制規定の改正）に伴う改正
12	H21. 3. 30	H21. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物管理規則の一部改正に伴う関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化を醸成するための体制等に関する事項の追加 ・ 品質・保安会議の運営に係る業務の移管に伴う改正 ・ 炉規法及び外運搬規則の改正並びに運用を踏まえた記載の適正化

廃棄物管理施設保安規定改正来歴

No.	認可日	施行日	改定内容
13	H22. 5. 31	H22. 6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ JEAC4111-2009 を踏まえた、品質保証に関する条文への反映 ・ ガラス固化体貯蔵建屋 B 棟の接続工事に伴う管理区域境界の一部変更
14	H22. 8. 27	H22. 9. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス固化体貯蔵建屋とガラス固化体貯蔵建屋 B 棟の接続に伴う管理区域の変更等
15	H23. 8. 8	H23. 8. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス固化体貯蔵建屋 B 棟に係る使用前検査合格及びガラス固化体の取扱い開始に伴う変更 ・ 「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」の反映
16	H23. 10. 13	H23. 10. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正に伴う改正
17	H28. 1. 25	H28. 1. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理規則の改正等に係る変更 ・ 品質保証に係る規則の改正等に基づく必要な変更 ・ 品質保証計画書の一元化に伴う変更 ・ 職務の条文において、事業部長が統括する範囲を具体的に記載する。また、エンジニアリングセンター長、プロジェクト部長、設計部長及び耐震技術課長を保安組織に追加する。
18	H28. 4. 1	H28. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急作業時被ばくに関する変更（緊急作業時の線量管理および健康診断の追加、緊急作業従事者の選定の追加、緊急作業についての教育訓練の追加、緊急作業に係る記録の追加、原子力災害対策特別措置法に基づく措置について記載の適正化）
19	H28. 6. 27	H28. 6. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室・本部組織の改正に伴う変更 ・ 再処理事業部組織の改正に伴う変更
20	H29. 9. 1	H29. 9. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質マネジメントシステムが機能しなかったことの是正措置等に係る変更 ・ 品質・保安会議における委員の代理者の指名の明確化 ・ ガラス固化体受入れ計画の作成における遵守事項に関する変更
21	H29. 10. 16	H29. 10. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者対応方針等の履行に係る条項の追加
22	H31. 1. 31	H31. 2. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正に係る変更（保全機能の強化、技術本部の新設、その他） ・ 内部監査の客観性の更なる向上に係る変更 ・ 記載の適正化
23	R2. 9. 16	R2. 9. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・ 運用の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化
24	R3. 3. 4	R3. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」の一部改正に伴う放射線業務従事者に係る眼の水晶体の線量限度の変更

廃棄物管理施設保安規定改正来歴

No.	認可日	施行日	改定内容
25	R3. 5.21	R3. 5.31	事業変更許可申請書の記載事項の反映 ・火災発生時の体制の整備の追加 ・火山活動のモニタリング等の体制の整備の追加 ・火山影響等発生時の体制の整備の追加 ・その他自然災害発生時の体制の整備の追加 ・安全避難通路等に係る措置の追加 ・通信連絡に係る手順整備の追加 ・管理区域入口付近への線量当量率等の表示の追加 ・従業者が認識できる場所への放射性物質の濃度等の表示の追加 ・予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合の措置の追加 その他運用変更に係る変更 ・ガラス固化体受入れ計画作成時のガラス固化体を他の貯蔵ピットに移動可能であることの確認の削除 記載の適正化
26	品質・保安会議に係る事項の変更 記載の適正化

目 次

第1章 総 則

第1条 目 的	1
第2条 適用範囲	1
第2条の2 基本方針	1
第3条 規定の遵守	1
第3条の2 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上	1
第3条の3 事業者対応方針等の履行	1

第1章の2 品質マネジメントシステム

第3条の4 品質マネジメントシステム計画	2
----------------------	---

第2章 保安管理体制

第1節 組 織

第4条 保安に関する組織	26
--------------	----

第2節 職 務

第5条 職 務	26
---------	----

第3節 廃棄物取扱主任者

第6条 廃棄物取扱主任者の選任	29
-----------------	----

第7条 廃棄物取扱主任者の職務等	29
------------------	----

第8条 削除	
--------	--

第4節 会議体

第9条 品質・保安会議の審議事項、構成等	30
----------------------	----

第10条 貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等	31
-------------------------	----

第10条の2 安全・品質改革委員会の審議事項、構成等	32
----------------------------	----

第3章 廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理

第1節 通 則

第10条の3 操作員の確保	33
---------------	----

第11条 巡視点検	33
-----------	----

第12条 操作上の一般事項	33
---------------	----

第12条の2 引 継	33
------------	----

第12条の3 火災発生時の体制の整備	33
--------------------	----

第12条の4 火山活動のモニタリング等の体制の整備	34
---------------------------	----

第 12 条の 5	火山影響等発生時の体制の整備	35
第 12 条の 6	その他自然災害発生時の体制の整備	35
第 2 節 ガラス固化体の受入れ		
第 13 条	ガラス固化体の受入れ計画	36
第 14 条	輸送容器の確認	36
第 15 条	ガラス固化体の性状の確認	37
第 16 条	つり上げ高さの制限	37
第 17 条	輸送容器の取扱い	37
第 18 条	ガラス固化体の抜出し	37
第 19 条	ガラス固化体検査・測定	38
第 20 条	貯蔵ピットへの収納	38
第 3 節 ガラス固化体の貯蔵管理		
第 21 条	ガラス固化体が冷却されていることの確認	39
第 22 条	収納管内が負圧に維持されていることの確認	39
第 4 章 施設管理		
第 23 条	施設管理計画	40
第 24 条	設計管理	46
第 25 条	作業管理	46
第 26 条	使用前事業者検査の実施	47
第 27 条	定期事業者検査の実施	48
第 28 条	廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び 長期施設管理方針	49
第 5 章 放射性廃棄物管理		
第 28 条の 2	放射性廃棄物管理に係る基本方針	51
第 29 条	放射性固体廃棄物	51
第 29 条の 2	「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理	51
第 29 条の 3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	52
第 30 条	放射性液体廃棄物	52
第 31 条	放射性気体廃棄物	52
第 6 章 放射線管理		
第 1 節 放射線管理に係る基本方針		
第 31 条の 2	放射線管理に係る基本方針	54
第 2 節 区域管理		

第 32 条	管理区域	54
第 33 条	管理区域の区域区分	54
第 34 条	管理区域内の特別措置	54
第 35 条	飲食及び喫煙の禁止	55
第 36 条	管理区域への出入管理	55
第 37 条	周辺監視区域	56
第 3 節 被ばく管理		
第 38 条	線量の評価及び通知	56
第 39 条	作業に伴う放射線管理	56
第 40 条	床、壁等の除染	57
第 4 節 線量当量等の測定		
第 41 条	線量当量等の測定	57
第 42 条	放射線測定器類の管理	57
第 5 節 物品移動の管理		
第 43 条	物品の移動	57
第 44 条	事業所において行われる運搬	58
第 45 条	事業所外への運搬	58
第 45 条の 2	ガラス固化体を納めた輸送物の運搬	59
第 7 章 非常時等の措置		
第 1 節 異常時の措置		
第 46 条	異常時の措置	60
第 2 節 非常時の措置に係る事前対策		
第 47 条	非常時対策組織	60
第 48 条	非常時要員	60
第 48 条の 2	緊急作業従事者	60
第 49 条	非常時用器材の整備	61
第 49 条の 2	通信連絡手順の整備	61
第 49 条の 3	安全避難通路等	61
第 50 条	通報系統	61
第 3 節 初期活動		
第 51 条	通 報	61
第 52 条	応急措置	62
第 4 節 非常時における活動		
第 53 条	非常時体制の発令	62
第 54 条	非常時対策活動	62

第 55 条 非常時体制の解除	62
第 5 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置	
第 56 条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置	63
第 8 章 保安教育	
第 57 条 保安教育	64
第 58 条 非常時訓練	64
第 9 章 廃棄物管理施設の定期的な評価	
第 59 条 廃棄物管理施設の定期的な評価	65
第 10 章 記録及び報告	
第 60 条 記録	66
第 61 条 報告	66
附 則	67
別 図	
別図 1 保安に関する組織（第 4 条関係）	68
別図 2 管理区域図（第 32 条関係）	69
別図 3 周辺監視区域図（第 37 条関係）	75
別 表	
別表 1 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長 （第 5 条、第 29 条の 3 関係）	76
別表 2 巡視点検を行う設備等（第 11 条関係）	77
別表 2 の 2 初期消火活動に係る設備等（第 12 条の 3 関係）	78
別表 3 航空機の衝撃荷重に対する輸送容器の健全性を確認するために 確認する項目（第 14 条関係）	79
別表 4 廃棄物管理施設において管理するガラス固化体の性状 （第 15 条関係）	79
別表 5 つり上げ高さの制限（第 16 条関係）	80
別表 6 ガラス固化体検査・測定装置（第 19 条関係）	80
別表 7 削除	
別表 8 放射性気体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値（第 31 条関係）	81
別表 9 放射性気体廃棄物の測定項目及び測定頻度（第 31 条関係）	81

別表 10	放出管理用計測器の種類等（第 31 条関係）	81
別表 11	管理区域内の区分基準（第 33 条関係）	82
別表 12	身体及び身体に着用している物の表面密度（第 36 条関係）	82
別表 13	放射線業務従事者に係る線量の評価項目及び頻度（第 38 条関係）	83
別表 14	放射線業務従事者に係る線量限度（第 38 条関係）	83
別表 14 の 2	緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量限度 （第 38 条関係）	84
別表 14 の 3	緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量の評価項目及び頻度 （第 38 条関係）	84
別表 15	管理区域における線量当量等の測定（第 41 条関係）	84
別表 16	周辺監視区域における線量当量等の測定（第 41 条関係）	84
別表 17	放射線測定器類（第 42 条関係）	85
別表 18	物品等の移動に係る基準（第 43 条、第 44 条、第 45 条関係）	85
別表 18 の 2	緊急作業についての教育（第 48 条の 2 関係）	86
別表 18 の 3	緊急作業についての訓練（第 48 条の 2 関係）	86
別表 19	保安教育の実施方針（第 57 条関係）	87
別表 20	保安活動に関する記録（第 60 条関係）	88

添 付

添付 1	火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング 等に係る実施基準 （第 12 条の 3、第 12 条の 4、第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 関連）	94
添付 2	長期施設管理方針（第 28 条関連）	104

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第51条の18第1項の規定に基づき、再処理事業所廃棄物管理施設(以下「廃棄物管理施設」という。)に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、廃棄物管理施設の保安に係る運用に関して適用する。

(基本方針)

第2条の2 廃棄物管理施設の保安に係る運用は、安全文化を基礎とし、ALARAの精神(一般公衆及び従事者の線量を合理的に達成できる限り低い水準に保つ)にのっとり、核燃料物質等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施する。

(規定の遵守)

第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員(以下「社員等」という。)は、廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。

2 再処理事業部長(以下「事業部長」という。)及び技術本部長は、第1項以外の者(以下「請負事業者等」という。)に廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。

(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上)

第3条の2 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第3条の4に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。

2 各職位(この規定において「各職位」とは、第4条に示す組織における課長以上の者をいう。)は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。

(事業者対応方針等の履行)

第3条の3 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関

する法律等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 15 号)による改正前の法第 51 条の 18 第 5 項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査(以下「保安検査」という。)での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第 3 条の 4 に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。

なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。

- 2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。

第 1 章の 2 品質マネジメントシステム

(品質マネジメントシステム計画)

第 3 条の 4 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

1 目的

本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2 適用範囲

本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の保安活動に適用する。

3 定義

本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。

(1) 廃棄物管理施設

法第 51 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する廃棄物管理施設をいう。

(2) ニューシア

原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。

4 品質マネジメントシステム

4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

- (1) 第 4 条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善

を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）

(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に廃棄物管理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）

a. 廃棄物管理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度

b. 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）

c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）

(3) 組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。

(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。

a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。

b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。

c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）

d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）

e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。

f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）

- g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
- h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）

(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。

- a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
- b. 風通しの良い組織文化が形成されている。
- c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
- d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
- e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
- f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
- g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
- h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。

(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。

(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。

品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。

- a. 品質方針及び品質目標
- b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」
- c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書
- d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）

4.2.2 品質マニュアル

社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げ

る事項を定める。

- a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- c. 品質マネジメントシステムの適用範囲
- d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- e. プロセスの相互の関係

4.2.3 文書の管理

- (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）
- (2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）
 - a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
 - b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）
 - c. a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）
 - d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。
 - e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
 - f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。
 - g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。
 - h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

4.2.4 記録の管理

- (1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。
- (2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。

5 経営責任者等の責任

5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。

- a. 品質方針を定めること。
- b. 品質目標が定められているようにすること。
- c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）
- d. 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。
- e. 資源が利用できる体制を確保すること。
- f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
- g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
- h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。

5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

5.3 品質方針

社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）

- a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）
- b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
- c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
- d. 要員に周知され、理解されていること。
- e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

5.4 計画

5.4.1 品質目標

(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。（「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）

(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

- (1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。
- (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。（「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。）
 - a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。）
 - b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持
 - c. 資源の利用可能性
 - d. 責任及び権限の割当て

5.5 責任、権限及びコミュニケーション

5.5.1 責任及び権限

- (1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）
- (2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）
- (3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。

5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者

社長は、第5条第2項第2号、第3号、第5号及び第7号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
- b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。
- c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
- d. 関係法令を遵守すること。

5.5.3 管理者

- (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）

- a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
- b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
- c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
- d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
- e. 関係法令を遵守すること。

(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。

- a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
- b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
- c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
- d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
- e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。（「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）

5.5.4 組織の内部の情報の伝達

社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。

品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションは以下のとおり。

- a. 安全・品質改革委員会
- b. 品質・保安会議
- c. 貯蔵管理安全委員会

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。

5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報

組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

- a. 内部監査の結果
- b. 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）（「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。）

- c. プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム—要求事項 JIS Q 9001 (ISO9001)」（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）
- d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）
- e. 品質目標の達成状況
- f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）
- g. 関係法令の遵守状況
- h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
- i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
- j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- k. 部門又は要員からの改善のための提案
- l. 資源の妥当性
- m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）

5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置

- (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。
 - a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）
 - b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
 - c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
 - d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
 - e. 関係法令の遵守に関する改善
- (2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。
- (3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。

6 資源の管理

6.1 資源の確保

組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）

- a. 要員
- b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）
- c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）
- d. その他必要な資源

6.2 要員の力量の確保及び教育訓練

- (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）
- (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。
 - a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
 - b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）
 - c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
 - d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。
 - (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
 - (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
 - (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
 - e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

- (1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。（「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。）
- (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。（「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。）
- (3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。（「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）
 - a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果
 - b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項
 - c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源
 - d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）
 - e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
- (4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。

7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス

7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。

- a. 組織の外部の者が明示してはでないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
- b. 関係法令
- c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項

7.2.2 個別業務等要求事項の審査

- (1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
- (2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。
 - a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。
 - b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
 - c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
- (3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等

組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。

- a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法
- b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法
- c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
- d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

7.3 設計開発

7.3.1 設計開発計画

- (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。（「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）
- (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
 - a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限

d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源

(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。

(4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。

7.3.2 設計開発に用いる情報

(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。

a. 機能及び性能に係る要求事項

b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの

c. 関係法令

d. その他設計開発に必要な要求事項

(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

7.3.3 設計開発の結果に係る情報

(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。

(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。

(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。

a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。

b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。

c. 合否判定基準を含むものであること。

d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

7.3.4 設計開発レビュー

(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。

a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。

b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。

(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。

(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.5 設計開発の検証

(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。（「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）

(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。

7.3.6 設計開発の妥当性確認

(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。（「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）

(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。

(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.7 設計開発の変更の管理

(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。

(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。

(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価（当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。

(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.4 調達

7.4.1 調達プロセス

(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。

(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような管理の方法及び程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）

(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。

(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。

(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（廃棄物管理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

7.4.2 調達物品等要求事項

(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。

- a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
- b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
- c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
- d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）
- e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
- f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
- g. その他調達物品等に必要な要求事項

(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関する事項を含める。

(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。

(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達物品等の検証

(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。

(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

7.5 個別業務の管理

7.5.1 個別業務の管理

組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。

- a. 廃棄物管理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「廃棄物管理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）
- b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。

e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。

f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。

(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。

(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。

(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。

a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準

b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法

c. 妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）

7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保

(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。

(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。

7.5.4 組織の外部の者の物品

組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）

7.5.5 調達物品の管理

組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。

7.6 監視測定のための設備の管理

(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。

(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。

(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。

a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）によ

り校正又は検証がなされていること。（「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）

b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。

c. 所要の調整がなされていること。

d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。

e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。

(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。

(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。

(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。

(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

8 評価及び改善

8.1 監視測定、分析、評価及び改善

(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。（「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関係する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）

(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。（「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）

8.2 監視及び測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。

(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。

8.2.2 内部監査

(1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。（「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。）

a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項

b. 実効性のある実施及び実効性の維持

(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。

(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監

査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。

- (4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
- (5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
- (6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。（「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）
- (7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

8.2.3 プロセスの監視測定

- (1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。
（「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）
- (2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
- (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。
- (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
- (5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

8.2.4 機器等の検査等

- (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。
（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）
- (2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。（「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）
- (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作

成し、これを管理する。

(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。

(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。

（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）

(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。

8.3 不適合の管理

(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）

(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。）

(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。

a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。

b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。

c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。

d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。

(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。

(5) 組織は、(3)a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。

(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

8.4 データの分析及び評価

(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。（「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステム

の実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）

(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。

- a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
- b. 個別業務等要求事項への適合性
- c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）
- d. 調達物品等の供給者の供給能力

8.5 改善

8.5.1 継続的な改善

組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）

8.5.2 是正処置等

(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。

- a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。
 - (a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）
 - (b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
- b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。
- c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。
- d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。（「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）
- e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。
- f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。

（「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）
- g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。

(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。

(3) 組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。）

8.5.3 未然防止処置

(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。（「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）

a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。

b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。

c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。

d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。

e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。

(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。

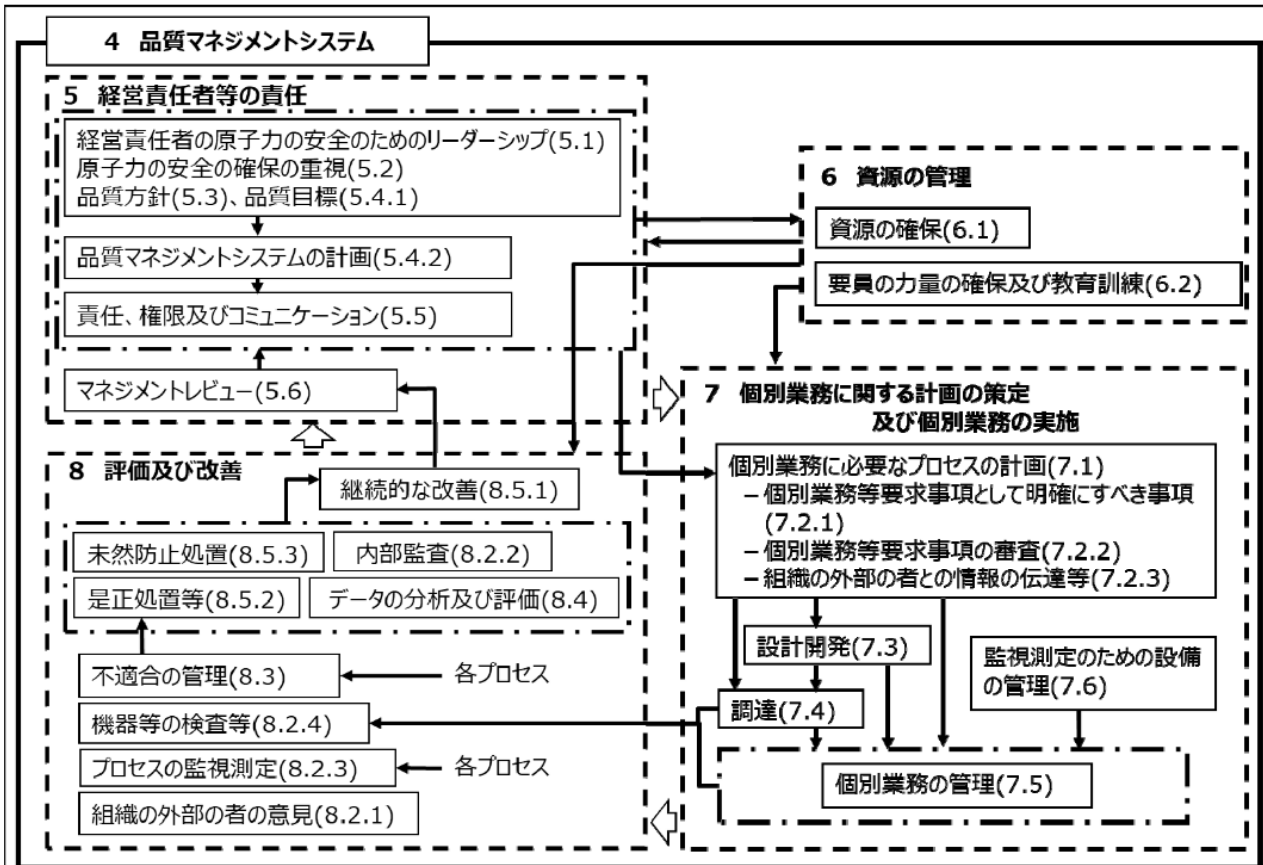


図1 プロセス関連図

基本プロセス | 中プロセス | 小プロセス

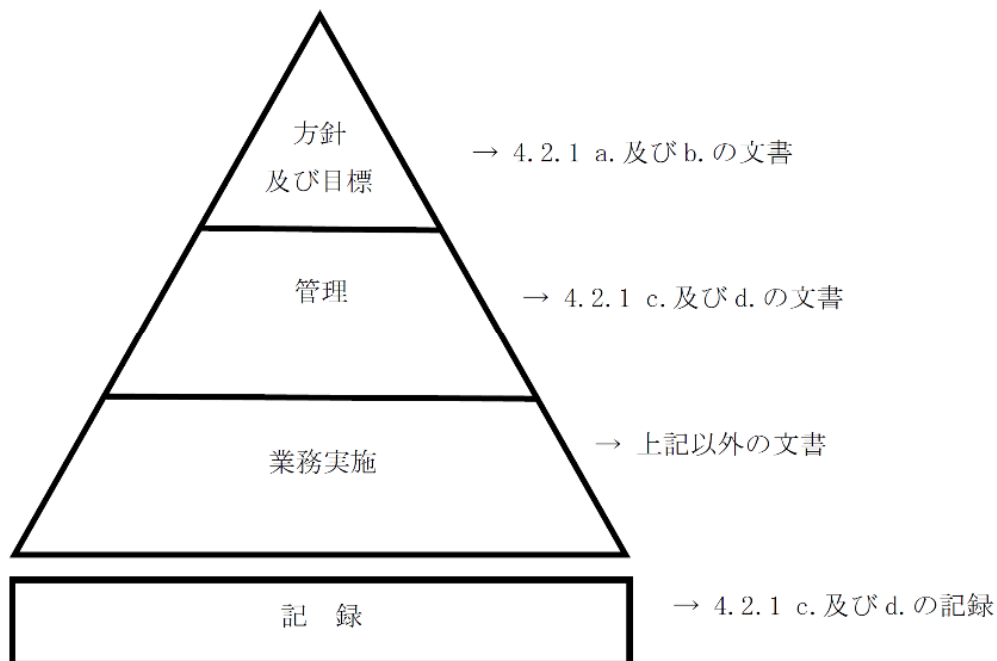


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表 1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム 計画以外の 保安規定 関連条項
4～8	品質マネジメント システム計画	監査室 原子力安全および役務 に係る品質マネジメントシステム 運用要則	監査室長	—
		調達室 原子力安全および役務 に係る品質マネジメントシステム 運用要則	調達室長	—
		安全・品質本部 原子力安全およ び役務に係る品質マネジメント システム運用要則	安全・品質 本部長	—
		再処理事業部 原子力安全に係 る品質マネジメントシステム運 用要則	事業部長	—
4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 品質重要度分類 基準（要領）	事業部長	第 23 条
4.1、8.2.3	プロセスの監視測 定	パフォーマンス指標要則	安全・品質 本部長	—
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質 本部長	—
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質 本部長	—
5.4.2、7.1、 7.3	品質マネジメント システムの計画、個 別業務に必要なプ ロセスの計画、設計 開発	変更管理要則	安全・品質 本部長	—
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質 本部長	—

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム 計画以外の 保安規定 関連条項
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質 本部長	第10条の2
		品質・保安会議規程	安全・品質 本部長	第9条
		再処理事業部 貯蔵管理安全委員会運営要領	事業部長	第10条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質 本部長	—
6.2	要員の力量の確保 及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—
		調達室 教育訓練要領	調達室長	—
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質 本部長	—
		再処理事業部 教育訓練要領	事業部長	—
7.1	廃棄物管理施設の 操作及びガラス固 化体の管理、放射性 廃棄物管理、放射線 管理	再処理事業所 廃棄物管理施設 保安規定運用要領	事業部長	第1条～第3 条、第10条の 3～第23条、 第28条の2～ 第45条の2、 第57条
	施設管理	再処理事業部 施設管理要領	事業部長	第23条～第25 条、第28条
	非常時等の措置	再処理事業部 異常・非常時対策 要領	事業部長	第46条～第56 条、第58条、 第61条
7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	事業部長	第24条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム 計画以外の 保安規定 関連条項
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質 本部長	第23条、第26 条、第27条、 第44条、第45 条
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有 要則	安全・品質 本部長	—
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質 本部長	—

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAP システム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

第2章 保安管理体制

第1節 組織

(保安に関する組織)

第4条 廃棄物管理施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりである。

第2節 職務

(職務)

第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。

2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。

- (1) 社長は、廃棄物管理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。
- (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。
- (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）、品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (6) 安全・品質本部副本部長は、前号に定める安全・品質本部長の所管する業務を補佐する。
- (7) 事業部長は、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務（技術本部長が統括するものを除く。）を統括するとともに、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。
- (8) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が所管する保安に関する業務を統括する。
- (9) 技術管理部長は、技術本部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。
- (10) 土木建築部長は、土木建築技術課長、耐震技術課長及び建築課長を指揮し、土木建築技術課長、耐震技術課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (11) エンジニアリングセンター長は、設計部長及びプロジェクト部長を指揮し、設計部長及びプロジェクト部長の所管する保安に関する業務を統括する。

- (12) 設計部長は、廃棄物管理施設の設置に係る設計及び工事並びに改造（以下、核燃料物質等の取扱いの開始の後に於ける第3条の4 7.3 の設計開発を伴う廃棄物管理施設の変更を「改造」という。）に係る設計に関する業務を行う。
- (13) プロジェクト部長は、廃棄物管理施設の設置に係る設計及び工事並びに改造に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。
- (14) 再処理計画部長は、廃棄物管理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第13条に定めるガラス固化体の受入れ計画に関する業務を行う。
- (15) 品質保証部長は、品質保証課長及び事業者検査課長を指揮し、品質保証課長及び事業者検査課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。
- (16) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指揮し、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第7条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。
- (17) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長を指揮し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (18) 核物質管理部長は、警備課長を指揮し、警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (19) 新基準設計部長は、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく設計の方針に関する業務を行う。
- (20) 再処理工場長（以下「工場長」という。）は、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、共用施設部長及びガラス固化施設部長の所管する廃棄物管理施設の保安に関する業務を統括する。
- (21) 保全企画部長は、施設管理に係る計画の策定に関する業務を行う。
- (22) 保全技術部長は、保全計画課長及び保全技術課長を指揮し、保全計画課長及び保全技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (23) 土木建築保全部長は、建築保全課長を指揮し、建築保全課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (24) 計装保全部長は、計装技術課長、計装設計課長及び計装第二課長を指揮し、計装技術課長、計装設計課長及び計装第二課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (25) 電気保全部長は、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長を指揮し、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (26) 機械保全部長は、機械技術課長、共用機械課長及びガラス固化機械課長を指揮し、機械技術課長、共用機械課長及びガラス固化機械課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (27) 技術部長は、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長を指揮し、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (28) 運転部長は、統括当直長を指揮し、統括当直長の所管する保安に関する業務を統括す

る。

- (29) 共用施設部長は、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長を指揮し、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (30) ガラス固化施設部長は、貯蔵管理課長を指揮し、貯蔵管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (31) 防災管理部長は、防災業務課長及び防災施設課長を指揮し、防災業務課長及び防災施設課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (32) 統括当直長は、建屋外の電気設備の操作に関する業務を行う。
- (33) 土木建築技術課長は、建物の設置及び改造に係る設計並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。
- (34) 耐震技術課長は、建物の設置及び改造に係る耐震設計に関する業務を行う。
- (35) 建築課長は、建物の設置及び改造に係る工事に関する業務を行う。
- (36) 品質保証課長は、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の記録に関する業務を行う。
- (37) 事業者検査課長は、使用前事業者検査等に関する業務を行う。
- (38) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に関する業務を行う。
- (39) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理、放射線管理及び「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物」（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の判断に関する業務を行う。
ただし、放射線管理課長が所管する業務は除く。
- (40) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。
- (41) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。
- (42) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。
- (43) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する点検、工事等の計画の総括に関する業務を行う。
- (44) 保全技術課長は、点検、工事等に係る業務の計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。
- (45) 計装技術課長は、廃棄物管理施設の計装品の点検、工事等に係る業務の計画に関する業務を行う。
- (46) 計装設計課長は、廃棄物管理施設の計装品の設計に関する業務を行う。
- (47) 電気技術課長は、廃棄物管理施設の電気品の点検、工事等に係る業務の計画に関する業務を行う。
- (48) 機械技術課長は、廃棄物管理施設の機械品の点検、工事等に係る業務の計画に関する業務を行う。
- (49) 技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安

教育の実施計画、事故等に係る記録並びに火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）及び廃棄物管理施設に影響するおそれのあるその他自然災害が発生した場合（以下「その他自然災害発生時」という。）における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。

(50) 許認可業務課長は、設計及び工事の計画の認可、使用前確認の申請及び定期事業者検査の報告に関する業務を行う。

ただし、他の職位が所管する業務を除く。

(51) 保安管理課長は、第 59 条に基づく廃棄物管理施設の定期的な評価に関する業務を行う。

(52) 輸送技術課長は、核燃料物質等の運搬に関する業務を行う。

(53) 貯蔵管理課長は、廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う。

ただし、統括当直長が所管する業務を除く。

(54) 別表 1 の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び点検、工事等に係る業務を行う。

(55) 第 26 条に定める使用前事業者検査又は第 27 条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。

(56) 防災業務課長は、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。

(57) 防災施設課長は、初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。

第 3 節 廃棄物取扱主任者

（廃棄物取扱主任者の選任）

第 6 条 廃棄物管理施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。

2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が選任する。

3 廃棄物取扱主任者は、第 5 条に定める保安に関する職務を兼任しない。

（廃棄物取扱主任者の職務等）

第 7 条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。

(1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。

(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。

(3) 法に基づく報告を確認すること。

- (4) 第 60 条に示す記録を確認すること。
 - (5) 第 13 条第 1 項に定める受入れ計画、第 20 条第 2 項に定める収納計画、第 25 条に定める作業実施計画及び第 57 条第 1 項に定める保安教育の実施計画について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。
 - (6) 廃棄物管理施設の事業変更許可、設計及び工事の計画の認可並びにこの規定の変更認可に係る申請の要否を確認すること。
 - (7) 前号の申請について、その内容を確認すること。
 - (8) 第 12 条第 1 号に定める廃棄物管理施設の操作に係る手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。
 - (9) 第 28 条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の内容が保安上妥当であることを確認すること。
 - (10) 第 59 条に基づく定期的な評価の結果の内容が保安上妥当であることを確認すること。
 - (11) その他、保安の監督に関して必要なこと。
- 2 社長、事業部長および技術本部長は、廃棄物取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。
 - 3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。

第 8 条 削除

第 4 節 会議体

(品質・保安会議の審議事項、構成等)

第 9 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。

- (1) 廃棄物管理施設の事業変更許可申請を伴う変更
 - (2) この規定の変更
 - (3) 社長が必要と認める保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）
 - (4) 第 5 条に基づく廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施計画
 - (5) 第 28 条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針
 - (6) 第 59 条に基づく定期的な評価の結果
- 2 品質・保安会議は、安全・品質本部長を議長とし、安全・品質本部副本部長、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者のほか社長が選任した委員をもって構成する。
 - 3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の事項によるものとする。
 - (1) 会議は、安全・品質本部副本部長、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。

ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（廃棄物取扱主任者において代行者）を出席させることができる。

- (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。
 - (3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部副本部長、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。
 - (4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。
- 4 議長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。
- 5 社長は、前項の報告を尊重する。

(貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等)

第 10 条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。

- (1) 廃棄物管理施設の事業変更許可申請に関する事項
 - (2) 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項
 - (3) この規定の変更
 - (4) 第 3 条の 4 の品質マネジメントシステム計画の表 1 及び表 2 に掲げる文書のうち事業部長が制定する規定
 - (5) この規定に基づく以下の計画
 - ① 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画（火災防護計画）
 - ② 火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する計画
 - ③ 火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画
 - ④ ガラス固化体の受入れ計画
 - ⑤ 第 3 条の 4 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画
 - ⑥ 廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画
 - ⑦ 保安教育の実施計画
 - ⑧ 定期的な評価の実施計画
 - (6) 第 28 条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針
 - (7) 第 59 条に基づく定期的な評価の結果
 - (8) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項
 - (9) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項
- 2 貯蔵管理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。
- 3 貯蔵管理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。

- (1) 委員会は廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人（廃棄物取扱主任者において代行者）を出席させることができる。
 - (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。
 - (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。
 - (4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。
- 4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。
 - 5 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重する。

(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)

第10条の2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。

- 2 安全・品質改革委員会は、品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。
- 3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
- 4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
- 5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。

第3章 廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理

第1節 通 則

(操作員の確保)

第10条の3 工場長は、廃棄物管理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。

ただし、訓練のために廃棄物管理施設を操作させる場合であって、第3項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。

- 2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。
- 3 貯蔵管理課長は、訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせる。

(巡視点検)

第11条 統括当直長及び貯蔵管理課長は、毎日1回以上、別表2に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第23条に定める観点を含めて行う。

(操作上の一般事項)

第12条 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。

- (1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること
- (2) 警報作動時の措置に関すること
- 2 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、前項に基づき手順書を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。
- 3 貯蔵管理課長は、ガラス固化体受入れ建屋の玄関付近に管理上の注意事項を掲示する。

(引 継)

第12条の2 貯蔵管理課長は、当直日誌の引渡し及び引継時に実施すべきその他の事項を定め、操作責任者に実施させる。

- 2 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合は、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。

(火災発生時の体制の整備)

第12条の3 防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画（火災防護計画）を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。

- (1) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置（初期消火活動のために必要な10名以上の要員の常駐を含む。）
 - (2) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練
 - (3) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備（初期消火活動のために必要な別表2の2に示す設備等を含む。）
 - (4) 廃棄物管理施設における可燃物の適切な管理
- 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。
 - 3 各職位は、第1項の計画に基づき、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火災発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。また、統括当直長及び貯蔵管理課長は、第11条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。
 - 4 防災業務課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
 - 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
 - 6 工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

（火山活動のモニタリング等の体制の整備）

第12条の4 土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、技術本部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。

- (1) 火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員の配置
 - (2) 火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対する教育訓練
- 2 技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。
 - 3 土木建築技術課長は、第1項の計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備を実施するとともに火山活動のモニタリングのための活動を行う。
 - 4 土木建築技術課長は、前項に定める事項について定期的に評価を行う。
 - 5 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。
 - 6 社長は、前項の報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。

7 事業部長は、前項の社長からの指示を受け、工場長及び廃棄物取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う。

(火山影響等発生時の体制の整備)

第12条の5 技術課長は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。

(1) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置

(2) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練

(3) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備

2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。

3 各職位は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。

4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。

5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

6 工場長は、火山現象の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

(その他自然災害発生時の体制の整備)

第12条の6 技術課長は、その他自然災害（地震その他廃棄物管理施設の安全機能に影響を及ぼすまでに時間余裕がある自然現象等をいう。以下、本条において同じ。）発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。

(1) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置

(2) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練

- (3) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備
- 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。
 - 3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。
 - 4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
 - 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
 - 6 工場長は、その他自然災害の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

第2節 ガラス固化体の受入れ

(ガラス固化体の受入れ計画)

第13条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した年度ごとのガラス固化体受入れ計画を作成し、事業部長の承認を得る。

- (1) ガラス固化体を充填した輸送容器の受入れ予定時期
- (2) 受入れるガラス固化体の本数

2 再処理計画部長は、前項の計画を作成するに当たり、次の事項を遵守する。

- (1) 廃棄物管理施設に受入れるガラス固化体の本数は、ガラス固化体受入れ設備の最大受入れ能力である年間500本を超えないこと。
- (2) 廃棄物管理施設で管理するガラス固化体の本数がガラス固化体貯蔵設備の最大管理能力である2,880本(ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋B棟においてそれぞれ1,440本)を超えないこと。

3 事業部長は、第1項の承認を行うに当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。

4 貯蔵管理課長は、第1項の計画に基づき廃棄物管理施設の操作を行う。

(輸送容器の確認)

第14条 貯蔵管理課長は、廃棄物管理施設にガラス固化体を納めた輸送物を受け入れる場合は、その輸送容器について、事前に、廃棄物管理施設での使用に適合した輸送容器であることを確認するため、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)第21条に基づく申請書及び外運搬規則第19条に基づく申請書の写しにより、別表3を満たすことを確認する。

また、廃棄物管理施設での使用に適合していることを既に確認した輸送容器を再度使用する場合は、外運搬規則第 19 条に基づく申請書の写しを第 60 条に基づく記録と照合することにより、確認する。

2 貯蔵管理課長は、廃棄物管理施設への当該輸送物の搬入にあたって、外運搬規則第 20 条に基づく運搬確認証、外運搬規則第 19 条に基づく申請書、外運搬規則第 21 条に基づく申請書の写し及び当該輸送容器の銘板により、次の事項を確認する。

- (1) 輸送物に納められているガラス固化体の発熱量が外運搬規則第 21 条に基づく申請書の条件を満たしていること。
- (2) 使用している輸送容器が前項の確認を受けた輸送容器であること。
- (3) 輸送容器表面から 1 メートル離れた位置における線量当量率が $100 \mu \text{Sv/h}$ を超えないこと。

(ガラス固化体の性状の確認)

第 15 条 貯蔵管理課長は、廃棄物管理施設にガラス固化体を搬入する場合は、事前に「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則」(以下「外廃棄規則」という。)第 2 条第 1 項第 5 号に基づき、搬入元から当該ガラス固化体の種類等を記載した書類の提供を受け、廃棄物管理施設において管理するガラス固化体の性状を満足するものであることを別表 4 の項目について確認する。

(つり上げ高さの制限)

第 16 条 貯蔵管理課長は、ガラス固化体を収納した輸送容器又はガラス固化体をつり上げる場合には、別表 5 に定めるつり上げ高さの制限を遵守する。

(輸送容器の取扱い)

第 17 条 貯蔵管理課長は、ガラス固化体を収納した輸送容器の搬入及び一時保管を行う場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 輸送容器の移送は、受入れ建屋天井クレーン、輸送容器搬送台車により行うこと。
- (2) 輸送容器の一時保管は、輸送容器一時保管区域で行うこと。
- (3) 輸送容器の一時保管数量は、22 基を超えないこと。

(ガラス固化体の抜出し)

第 18 条 貯蔵管理課長は、輸送容器からガラス固化体を抜き出す場合は、次の事項を遵守する。

- (1) ふたを開放する前に、輸送容器検査室内で採取した輸送容器の内部の気体中の放射性物質濃度の測定を行い、「平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)」(以下、「線量告示」という。)第 6 条に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度以下であることを確認すること。

- (2) 輸送容器のふたの開放及びガラス固化体の抜き出しは、ガラス固化体抜き出し室で行うこと。
- (3) ガラス固化体の抜き出しは、ガラス固化体検査室天井クレーンにより行うこと。
- (4) 抜き出したガラス固化体は、ガラス固化体検査室のガラス固化体仮置き架台に仮置きすること。

(ガラス固化体検査・測定)

第 19 条 貯蔵管理課長は、ガラス固化体検査・測定を行う場合は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」に定められた目的、判定基準に従って行う。

2 貯蔵管理課長は、ガラス固化体の検査・測定を行う場合は、次の事項を遵守する。

- (1) ガラス固化体検査・測定は、別表 6 のガラス固化体検査装置により行うこと。
- (2) ガラス固化体検査・測定におけるガラス固化体の移動は、ガラス固化体検査室天井クレーンにより行うこと。

(貯蔵ピットへの収納)

第 20 条 貯蔵管理課長は、ガラス固化体を貯蔵ピットの収納管に収納する場合は、事前に次の事項について確認するとともに、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。

- (1) 第 15 条の性状の確認及び第 19 条の検査・測定を行ったものであることを確認することにより、当該ガラス固化体が、外廃棄規則第 2 条第 1 項第 4 号に定められた基準を満足すること。
- (2) 事業所外廃棄確認証の写しにより、当該ガラス固化体が、法第 58 条の確認を受けたものであること。

2 貯蔵管理課長は、前項の確認を行ったガラス固化体の収納位置について、次の事項を記載した収納計画を策定する。

- (1) 収納を計画するガラス固化体の整理番号及び本数
- (2) ガラス固化体を収納する貯蔵ピット
- (3) ガラス固化体の収納に使用する収納管

3 貯蔵管理課長は、前項の収納計画を策定するにあたっては次の事項を遵守する。

- (1) 原則として冷却空気出口シャフト側の収納管から順次収納すること。
- (2) 発熱量の大きいガラス固化体は収納管下段に収納すること。
- (3) 発熱量の大きいガラス固化体が 1 本の収納管に片寄らないようにすること
- (4) 収納管 1 本当たりの総発熱量を 18kW 以下とすること。
- (5) 収納管 1 本当たりのガラス固化体積み段数は 9 段を超えないこと。

4 貯蔵管理課長は、第 2 項の計画の策定にあたり廃棄物取扱主任者の確認を受ける。

5 貯蔵管理課長は、第 2 項の計画に基づきガラス固化体の収納を行う。

6 貯蔵管理課長は、ガラス固化体を貯蔵ピットの収納管に収納する場合は、貯蔵建屋床面走行クレーンにより行う。

第3節 ガラス固化体の貯蔵管理

(ガラス固化体が冷却されていることの確認)

第21条 貯蔵管理課長は、貯蔵ピットにおいて、ガラス固化体から発生する熱が適切に除去されていることを確認するために、冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにおける冷却空気温度並びにガラス固化体が貯蔵された収納管と通風管とで形成する円環流路出口における冷却空気温度を毎日監視、記録する。

(収納管内が負圧に維持されていることの確認)

第22条 貯蔵管理課長は、収納管内が負圧に維持されていることを確認するために、収納管排気設備の入口圧力を毎日監視、記録する。

第4章 施設管理

(施設管理計画)

第23条 廃棄物管理施設について事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

1 施設管理方針及び施設管理目標

- (1) 社長は、廃棄物管理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。
- (2) さらに、第28条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。
- (3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。

2 保全プログラムの策定

事業部長は、保全企画部長に1の施設管理目標を達成するため3から10の施設管理の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。

3 保全対象範囲の策定

管理担当課長は、廃棄物管理施設の中から、保全を行うべき対象範囲を選定する。

4 施設管理の重要度の設定

4.1 保全重要度の設定

管理担当課長は、3の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。

- (1) 機器の保全重要度は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「事業許可基準規則」という。)に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。
- (2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。
- (3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。

4.2 設計及び工事の重要度の設定

- (1) 設計及び工事を実施する各職位は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、事業許可基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。
- (2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。

5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視

- (1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。
- (2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。
- (3) 保全技術課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。
- (4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。

6 施設管理実施計画の策定

- (1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。
 - a. 施設管理実施計画の始期及び期間
 - b. 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画
 - c. 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）
 - d. 廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）
 - e. 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
 - f. 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法
 - g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること
 - h. 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること
- (2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。
 - a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験
 - b. 使用環境及び設置環境
 - c. 劣化、故障モード

d. 機器の構造等の設計的知見

e. 科学的知見

- (3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、施設管理の実施段階での廃棄物管理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。

6.1 点検計画の策定

- (1) 保修担当課長は、廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。

- (2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。

a. 予防保全

- ① 時間基準保全
- ② 状態基準保全

b. 事後保全

- (3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。

a. 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

- ① 点検の具体的方法
- ② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
- ③ 実施頻度
- ④ 実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

b. 状態基準保全

- ① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。

i) 状態監視データの具体的採取方法

ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準

iii) 状態監視データ採取頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

- ② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

i) 巡視点検の具体的方法

ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方

法及び管理基準

iii) 実施頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法

③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。

i) 定例試験の具体的方法

ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準

iii) 実施頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

c. 事後保全

事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。

(4) 管理担当課長又は保修担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 27 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

a. 定期事業者検査の具体的方法

b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準

c. 定期事業者検査の実施時期

6.2 設計及び工事の計画の策定

(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き^{※1}の要否について確認を行い、その結果を記録する。

(2) 設計及び工事を行う各職位は、廃棄物管理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。

(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 26 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法

b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準

c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期

※1：法令に基づく手続きとは、法第 51 条の 5（変更の許可及び届出等）、第 51

条の7（設計及び工事の計画の認可）、及び第51条の8第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。

6.3 特別な保全計画の策定

- (1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ廃棄物管理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。
- (2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 点検の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準
 - c. 点検の実施時期

7 施設管理の実施

- (1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。
- (2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第24条による設計管理及び第25条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等は、第26条、第27条に従う。
- (3) 各課長及び統括当直長は、廃棄物管理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第11条による巡視を定期的に行う。
- (4) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の結果について記録する。

8 施設管理の結果の確認・評価

- (1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。
- (2) 検査実施責任者は、廃棄物管理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。
- (3) 施設管理を実施した各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。

※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時をいう。

(2) 施設管理を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。

12 構成管理

施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。

- (1) 設計要件（第3条の4 7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第24条で実施する設計に対する要求事項をいう。）
- (2) 施設構成情報（「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）
- (3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）

13 情報共有

6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」に基づき、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の廃棄物管理事業者と情報共有するための措置を講じる。

（設計管理）

第24条 各職位は、廃棄物管理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。

- 2 各職位は、第1項において第3条の4 7.3の適用の対象と判断した場合、第3条の4 7.3に従って設計を実施する。

なお、本条に基づき実施する第3条の4 7.3の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第26条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。

（作業管理）

第25条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。

- 2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。
 - (1) 他の廃棄物管理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止
 - (2) 供用中の廃棄物管理施設に対する悪影響の防止
 - (3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取
 - (4) 作業工程の管理
 - (5) 使用開始までの作業対象設備の管理

- (6) 第5章に基づく放射性廃棄物管理
 - (7) 第6章に基づく放射線管理
 - (8) 予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講じること
- 3 各職位は、作業の実施に当たっては、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。
 - 4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業（予め計画された試験及び検査を第12条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。）を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。
 - (1) 作業の目的
 - (2) 作業を行う設備等
 - (3) 作業工程
 - (4) 作業実施体制
 - (5) 作業の内容及び保安上必要な措置
 - 5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事については、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。
 - 6 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長に通知する。
 - 7 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。
 - 8 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

(使用前事業者検査の実施)

- 第26条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる廃棄物管理施設の設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。
- 2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。

- 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。
- (1) 検査の実施体制を構築する。
 - (2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。
 - (3) 検査対象の廃棄物管理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。
 - ① 設工認に従って行われたものであること。
 - ② 「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。
 - (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。
- 4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。
- (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者
 - (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者
 - (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者
- 5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。
- 6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。
- 7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。
- 8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。
- 9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。
- ※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。
- ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
 - ② 機能及び性能を確認するために十分な方法
 - ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

(定期事業者検査の実施)

第27条 事業部長は、廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。

- 2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.1(4)の計画で定める検査

ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。

- 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。
 - (1) 検査の実施体制を構築する。
 - (2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。
 - (3) 検査対象の廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。
 - (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。
- 4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。
 - (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検を実施した組織とは別の組織の者
 - (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者
 - (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者
- 5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。
- 6 保修担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。
- 7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。
- 8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。
- 9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。

※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。

- ① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
- ② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
- ③ 上記①、②による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法

(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)

第28条 保全技術課長は、事業開始後20年を経過する日までに、廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。

- 2 保全技術課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部

長の承認を得る。

- 3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。
- 4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。
- 5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。
- 6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、廃棄物管理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。
- 7 事業部長は、第6項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。
- 8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は添付2に示すものとする。

第5章 放射性廃棄物管理

(放射性廃棄物管理に係る基本方針)

第28条の2 廃棄物管理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

(放射性固体廃棄物)

第29条 技術管理部長、設計部長、プロジェクト部長、再処理計画部長、新基準設計部長、保全企画部長、統括当直長及び各課長（以下「各課長等」という。）は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。

2 貯蔵管理課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入し、当該容器に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第60条に基づく記録と照合できる整理番号を表示するほか、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（以下「管理規則」という。）第33条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認した上で、固体廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。

3 貯蔵管理課長は、固体廃棄物貯蔵室における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを第11条に基づく巡視点検により確認する。

4 貯蔵管理課長は、固体廃棄物貯蔵室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。

(「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理)

第29条の2 事業部長は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」において、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断し取り扱う場合の措置について、以下の事項を定める。

(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下本条において「資材等」という。）及び管理区域内において使用された工具類等（以下本条において「物品」という。）とする。

(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等は、以下のとおりとする。

① 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

② 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。

また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

- ③ 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。
- ④ 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。

また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

- ⑤ 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断は、放射線安全課長が行う。
- (3) 「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、核燃料物質等により汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。

(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)

第 29 条の 3 放射線安全課長は、別表 1 に定める設備等について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により降下物の分布調査を行う。

- 2 各課長は、第 1 項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合において、第 1 項の設備等を廃棄又は資源として有効利用しようとする場合は、降下物により汚染されたものとして事業所内で適切に管理する。

(放射性液体廃棄物)

第 30 条 貯蔵管理課長は、管理区域内で発生した放射性液体廃棄物を廃水貯槽に保管廃棄する。

- 2 放射線管理課長は、廃水貯槽内における廃水中の放射性物質の濃度を測定し、貯蔵管理課長に通知する。
- 3 貯蔵管理課長は、廃水貯槽内における廃水の保管状況が適切であることを第 11 条に基づき巡視点検により確認する。

(放射性気体廃棄物)

第 31 条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。

- (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。
- (2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放

放射性物質濃度が別表 8 に定める管理目標値を超えないように努めること。

- 2 放射線管理課長は、別表 9 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 10 に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。
- 3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。
- 4 放射線管理課長は、第 2 項の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。

第6章 放射線管理

第1節 放射線管理に係る基本方針

(放射線管理に係る基本方針)

第31条の2 廃棄物管理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

第2節 区域管理

(管理区域)

第32条 管理区域は、別図2に示す区域とする。

- 2 放射線安全課長は、前項以外の場所であって線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得て一時的な管理区域として設定する。
- 3 放射線安全課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。
- 4 放射線安全課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、人の出入口及び搬出入口付近に管理区域である旨を示す標識を設ける。
- 5 放射線安全課長は、管理区域の設定又は解除の旨を所内の廃棄物管理の事業に関する業務を行う者に周知する。

(管理区域の区域区分)

第33条 放射線安全課長は、前条の管理区域を別表11に従って区分する。

- 2 放射線安全課長は、別表11に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域においては、区画、施錠等により人の立入りを禁止する。

ただし、第39条に基づき放射線防護上の措置を承認した作業において立ち入る場合は除く。

(管理区域内の特別措置)

第34条 放射線安全課長は、管理区域のうちグリーン区域又はイエロ区域であって次の各号に定める区域が生じた場合は、予め第39条に基づく放射線防護上の措置が講じられている場合を除き、標識の掲示、柵、施錠等の方法により他の区域と区分し、人の立入りを制限する。

- (1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき0.5mSvを超える区域
- (2) 空気中の放射性物質濃度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限

度を超えるか又は床、壁その他の人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）が線量告示第5条に定める表面密度限度を超える区域

（飲食及び喫煙の禁止）

第35条 放射線安全課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。

（管理区域への出入管理）

第36条 管理区域へ立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。

（1）放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者

（2）一時立入者：放射線業務従事者以外の者であつて、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者

2 放射線業務従事者については、次の各号に従つて指定及び立入承認を行う。

（1）放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。

（2）各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し確認を受ける。

3 一時立入者については、次の各号に従つて立入承認及び指定を行う。

（1）各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線安全課長に通知する。

（2）放射線安全課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行うとともに、放射線管理課長に通知する。

4 放射線安全課長は、前二項に定める指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。

5 放射線安全課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。

6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。

（1）管理区域出入管理室を経由すること。

ただし、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。

（2）個人線量計を着用すること。

ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であつて、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。

（3）管理区域用被服又は放射線安全課長が認めた被服を着用すること。

ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。

（4）汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認すること。

7 放射線安全課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出にあたって、退

出す者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表 12 に定める値を超えないような措置を講じる。

(周辺監視区域)

第 37 条 周辺監視区域は、別図 3 に示す区域とする。

- 2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。

第 3 節 被ばく管理

(線量の評価及び通知)

第 38 条 放射線管理課長は、第 36 条第 2 項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。

- 2 各職位は女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。

- 3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表 13 に基づいて評価し、別表 14 に定める線量限度を超えていないことを確認する。

ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表 14 に定める線量限度を超えていないことを確認する。

- 4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。

ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者については、請負事業者等から通知させる措置を講じる。

- 5 事業部長は、第 3 項の線量限度にかかわらず、廃棄物管理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第 48 条の 2 第 1 項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表 14 の 2 に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

- 6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表 14 の 3 に基づいて評価し、別表 14 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。

(作業に伴う放射線管理)

第 39 条 各課長等は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。

- 2 放射線安全課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、各課長等に指導・助言を行う。

(床、壁等の除染)

第 40 条 各課長等は、線量告示第 4 条に定める表面密度限度を超える等予期しない汚染を床、壁等に発生させ、又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、放射線安全課長に連絡する。

- 2 放射線安全課長は、前項の汚染状況を確認し、汚染を発生させた各課長等、又は原因究明に時間を要する場合には設備等の管理担当課長に連絡するとともに、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の指導・助言を行う。
- 3 前項の連絡を受けた各課長等は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の措置を講じ、措置結果について放射線安全課長の確認を得る。

第 4 節 線量当量等の測定

(線量当量等の測定)

第 41 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 15 に定めるところにより測定する。

ただし、別表 11 に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。

- 2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表 16 に定めるところにより測定する。
- 3 放射線安全課長は、第 1 項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。
- 4 環境管理課長は、第 2 項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。
- 5 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近に表示する。
- 6 環境管理課長は、第 2 項の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。

(放射線測定器類の管理)

第 42 条 放射線施設課長は、別表 17 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。

- 2 放射線施設課長は、別表 17 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。

第 5 節 物品移動の管理

(物品の移動)

第 43 条 放射線安全課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域から持ち出される物

品について、表面密度が別表 18 に定める値を超えていないことを確認する。

(事業所において行われる運搬)

第 44 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の第 1 号及び第 4 号から第 7 号は適用しない。

(1) 管理規則に適合する容器に封入して運搬すること。

ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が管理規則に定める限度を超えない場合であって、管理規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。

(2) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。

(3) 管理規則に定める危険物と混載しないこと。

(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。

(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。

(7) 運搬物(管理規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあつては当該コンテナ)及び車両の適当な箇所に管理規則に定める標識を付けること。

2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。

3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。

(事業所外への運搬)

第 45 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。

2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。

3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。

(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。

(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。

(3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。

(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。

4 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第3号を除く。）について放射線安全課長の確認を受ける。

- (1) 核燃料輸送物の表面における線量当量率が別表18に定める値を超えていないこと。
- (2) 核燃料輸送物の表面密度が別表18に定める値を超えていないこと。
- (3) 核燃料輸送物の表面から1 m離れた位置における線量当量率が別表18に定める値を超えていないこと。

(ガラス固化体を納めた輸送物の運搬)

第45条の2 輸送技術課長は、ガラス固化体を納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置（事業所外での運搬中に関するものを除く。）を講じる。

2 貯蔵管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。

- (1) 外観検査
- (2) 吊上げ検査
- (3) 重量検査
- (4) 表面密度検査
- (5) 線量当量率検査
- (6) 収納物検査
- (7) 温度測定検査
- (8) 気密漏えい検査
- (9) 圧力測定検査

第7章 非常時等の措置

第1節 異常時の措置

(異常時の措置)

第46条 廃棄物管理施設において異常を発見した者は、直ちに第12条第1項第1号に基づく手順書等に従い、必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。

ただし、建屋外の電気設備に係る異常においては統括当直長に、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクトに係る異常においては貯蔵管理課長に通報する。

放射線管理に係る異常においては、放射線安全課長に対しても通報する。

2 前項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長、貯蔵管理課長及び放射線安全課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じる。

また、前項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長及び貯蔵管理課長は、工場長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。さらに、統括当直長はユーティリティ施設課長に、貯蔵管理課長は安全ユーティリティ課長に通報する。

3 異常に係る設備等の管理担当課長は、統括当直長（建屋外の電気設備に係る異常に限る。）及び関係課長と協力して異常の原因を調査し、廃棄物管理施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、工場長及び廃棄物取扱主任者に報告する。

なお、ガラス固化体の受入れにおいて、ガラス固化体のもつ閉じ込めの機能に異常が発生した場合には、当該ガラス固化体を容器等に収納し保管する。

第2節 非常時の措置に係る事前対策

(非常時対策組織)

第47条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。

2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が当たる。

ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。

(非常時要員)

第48条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。

(緊急作業従事者)

第48条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者(女子については、

妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。) から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。

- (1) 別表 18 の 2 に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者
- (2) 別表 18 の 3 に定める緊急作業についての訓練を受けた者
- (3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者

(非常時用器材の整備)

第 49 条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。

(通信連絡手順の整備)

第 49 条の 2 技術課長は、安全設計上想定される事故等*が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。

*：この規定において、「安全設計上想定される事故等」とは、安全設計上想定される事故及び安全設計上想定される事故に至るまでの間に想定される事象をいう。

(安全避難通路等)

第 49 条の 3 貯蔵管理課長、電気保全課長及び火災防護課長は、安全設計上想定される事故等が発生した場合に事業所内の人の退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び避難用照明を整備する。

2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。

なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。

(通報系統)

第 50 条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。

第 3 節 初期活動

(通 報)

第 51 条 第 46 条第 1 項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長及び貯蔵管理課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに工場長、廃棄物取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告

するとともに、関係箇所に直ちに通報する。

また、建屋外の電気設備に係る異常については、統括当直長はユーティリティ施設課長に対しても通報し、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクトに係る異常については、貯蔵管理課長は安全ユーティリティ課長に対しても通報する。

2 工場長は、前項の通報を受けた場合は、非常事態の状況等を直ちに事業部長に報告する。

(応急措置)

第 52 条 前条において非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した統括当直長及び設備等の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。

2 放射線安全課長及び環境管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。また、必要な放射線防護上の措置を講じる。

第 4 節 非常時における活動

(非常時体制の発令)

第 53 条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。

(非常時対策活動)

第 54 条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第 50 条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。

2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。

3 第 38 条第 5 項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、廃棄物管理施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。

(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。

(非常時体制の解除)

第 55 条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。

第5節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置

(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)

第56条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず、当該措置を優先する。

第8章 保安教育

(保安教育)

第57条 技術課長は、毎年度、廃棄物管理の事業に関する業務を行う者の保安教育について、別表19の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。事業部長は、計画の承認に当たり技術本部長と協議する。

- (1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容
- (2) 保安教育の実施時期
- (3) 保安教育の方法
- (4) 第10条の3第3号に基づく訓練を受ける者が守るべき事項

2 保安教育対象者のうち、請負事業者等の区分及び区分ごとの保安教育の内容については、次の各号による。

- (1) 再処理事業所において廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合においては、別表19に定める関係法令及び保安規定の遵守に関すること、並びに非常の場合に講ずべき処置に関する入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育
- (2) 廃棄物管理施設の管理区域内において作業を行わせる場合においては、前号に定める教育に加え、別表19に定める廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること、並びに核燃料物質等の取扱いに関する入所時教育のうち作業に関連する事項の教育
- (3) 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育

3 事業部長は、第1項の計画の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。

4 各職位は、第1項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果を事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。

ただし、各課長等は、第2項第1号及び第2号の教育を請負事業者等に自ら実施させる場合は、あらかじめ保安教育を受けた請負事業者等の教育責任者に保安教育を実施させ、結果を報告させるとともに、その内容を確認し、事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。

(非常時訓練)

第58条 事業部長は、非常時の場合に対処するための訓練を年1回以上実施する。

第9章 廃棄物管理施設の定期的な評価

(廃棄物管理施設の定期的な評価)

第59条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。

(1) 廃棄物管理施設における保安活動の実施状況

(2) 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況

2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。

3 各職位は、第1項の計画に基づき、評価を実施する。

4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。

5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を必要とすると判断した場合は必要な措置を講じる。

6 事業部長は、第4項の評価の承認を行うに当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、透明性及び客観性の確保に努める。

第10章 記録及び報告

(記 録)

第60条 作成責任者及び保存責任者は、別表20に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、気象記録のうち降雨量は、この規定による記録を行わない。

(報 告)

第61条 各課長等は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに工場長、廃棄物取扱主任者及び連絡責任者に報告する。

- (1) 放射性気体廃棄物について、第31条別表8の管理目標値を超えて放出した場合
 - (2) 線量当量等に異常が認められた場合
 - (3) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合
 - (4) その他、管理規則第35条の16に定める事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合
- 2 前項の報告を受けた連絡責任者は、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告する。
 - 3 第1項の報告を受けた工場長は、その旨を直ちに事業部長に報告する。
 - 4 前項の報告を受けた事業部長は、その旨を直ちに社長に報告する。

附 則（令和 2 年 9 月 16 日 原規規発第 2009165 号）

1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。
2. 令和 2 年 4 月 1 日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第 60 条に基づき保存する。
3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第 60 条に基づき保存する。

附 則（令和 3 年 3 月 4 日 原規規発第 2103046 号）

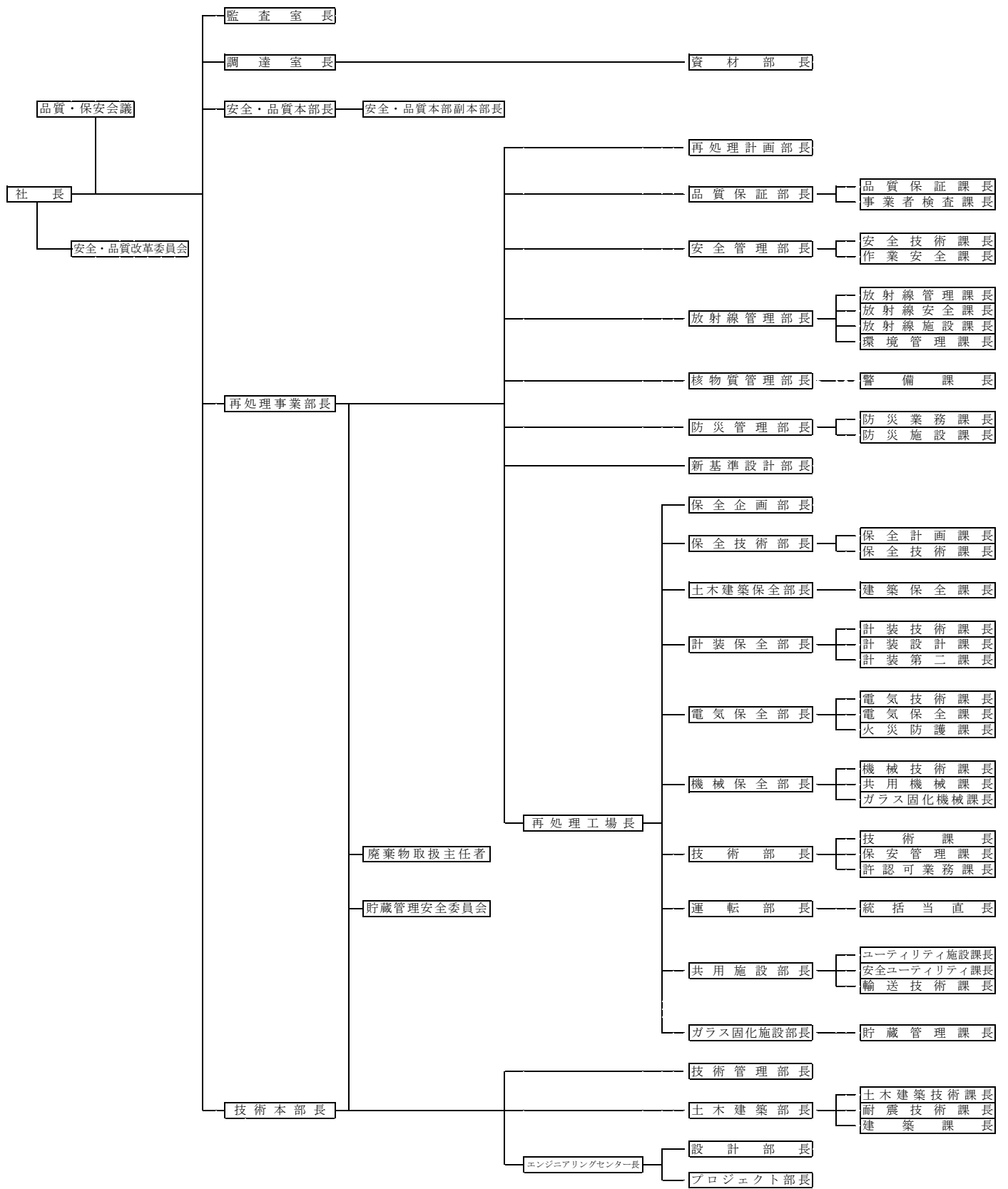
1. この規定は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 21 日 原規規発第 21052110 号）

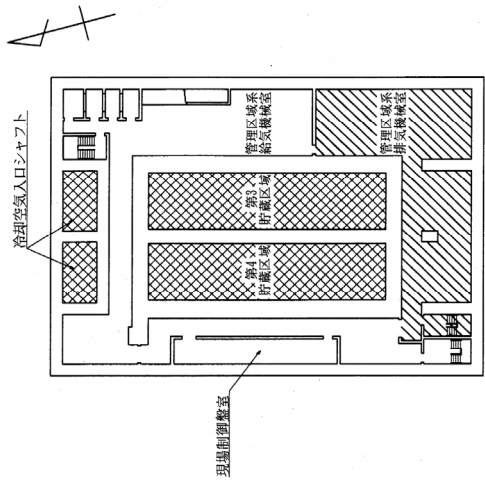
1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

附 則（令和 年 月 日 原規規発第 号）

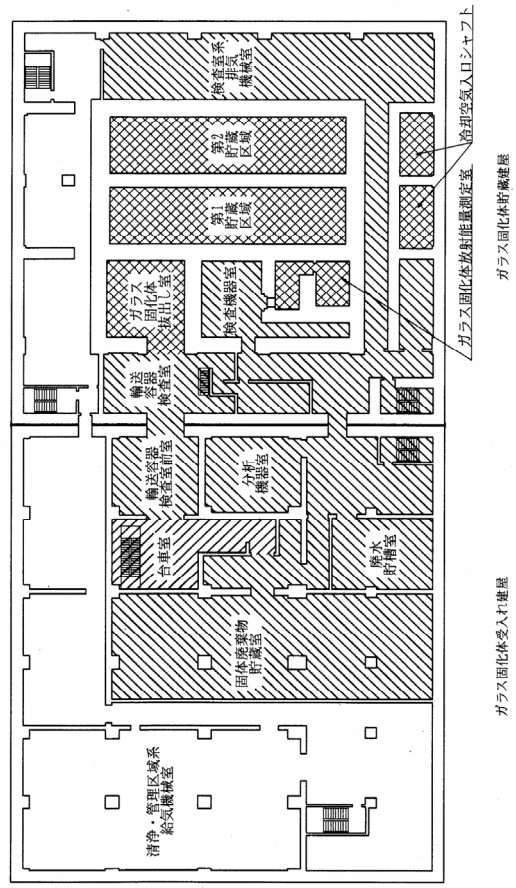
1. この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。



別図1 保安に関する組織（第4条関係）



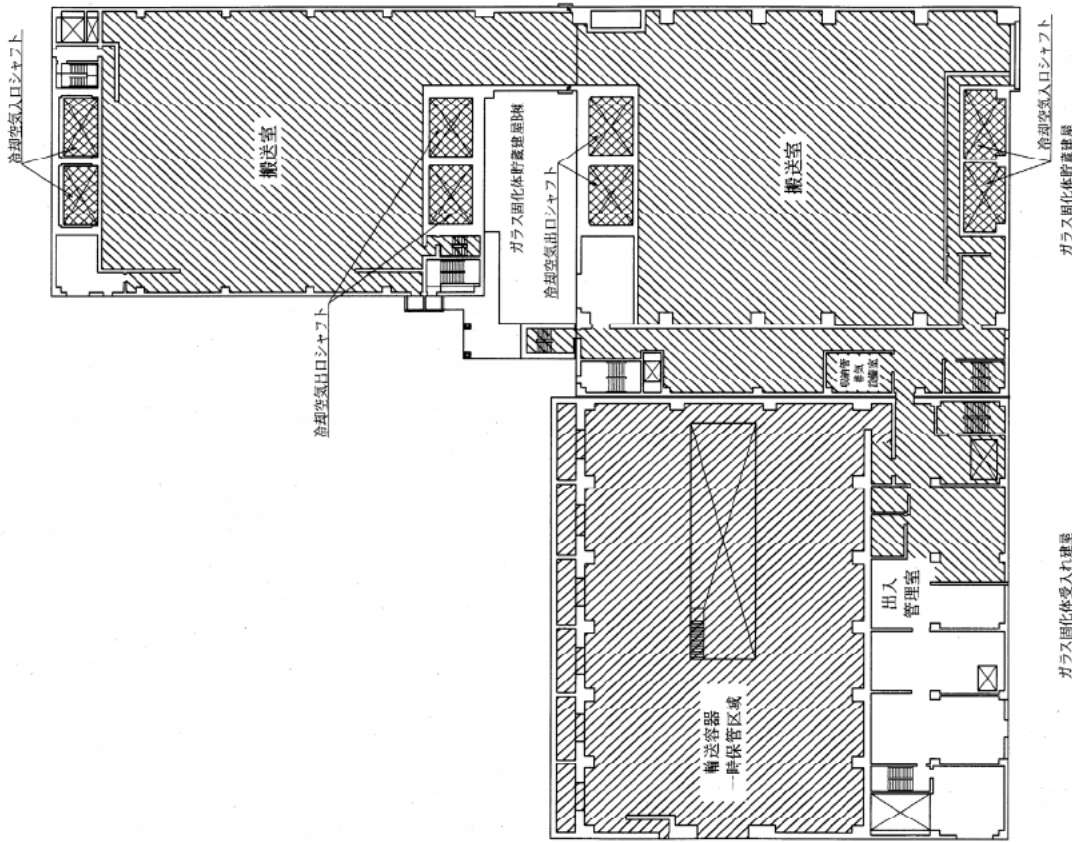
ガラス固化体貯蔵建屋図様



管理区域	区域
斜線	通常作業時に人の立ち入りを禁止する区域※(レッド区域)
斜線	それ以外の区域
格子	通常作業時に人の立ち入りを禁止する区域※(レッド区域)
格子	それ以外の区域

※本施設では該当なし

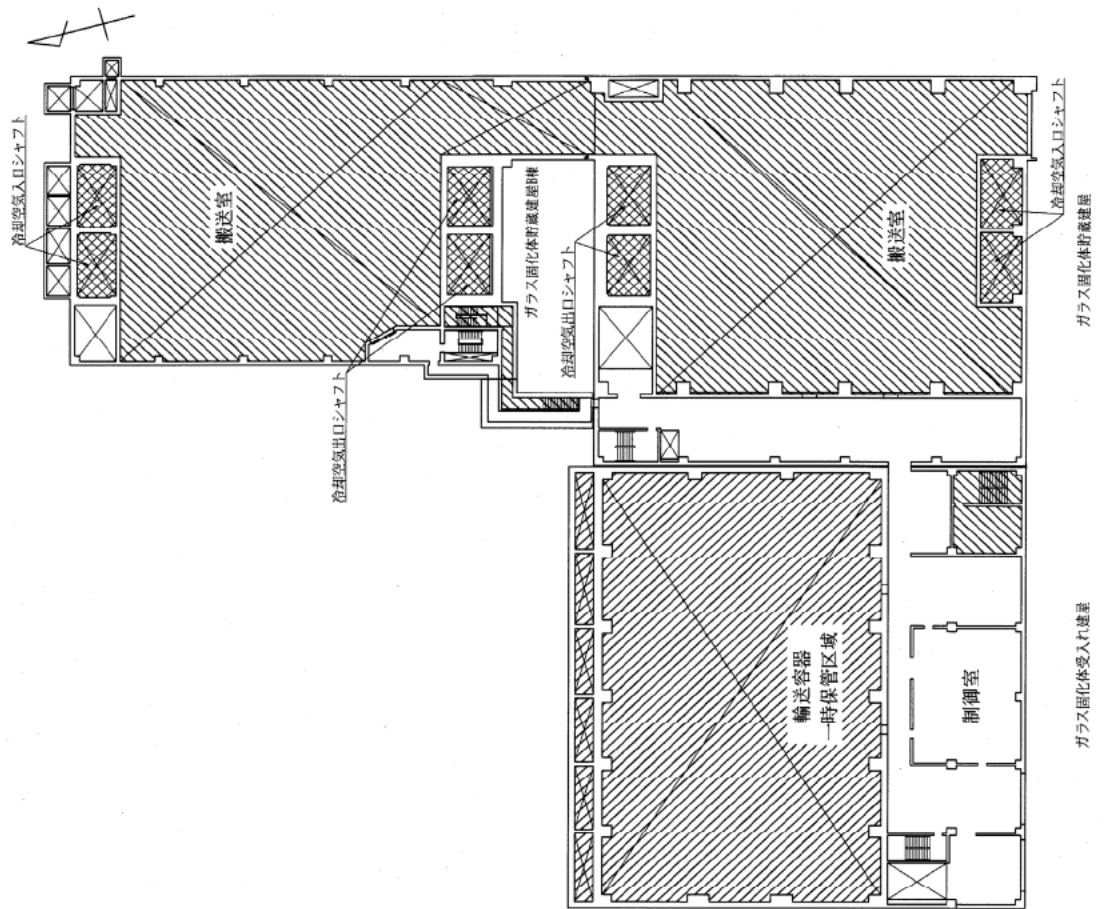
別図2 (1/6) ガラス固化体受入れ建屋、ガラス固化体貯蔵建屋及びびガラス固化体貯蔵建屋B棟地下2階管理区域図 (第32条関係)



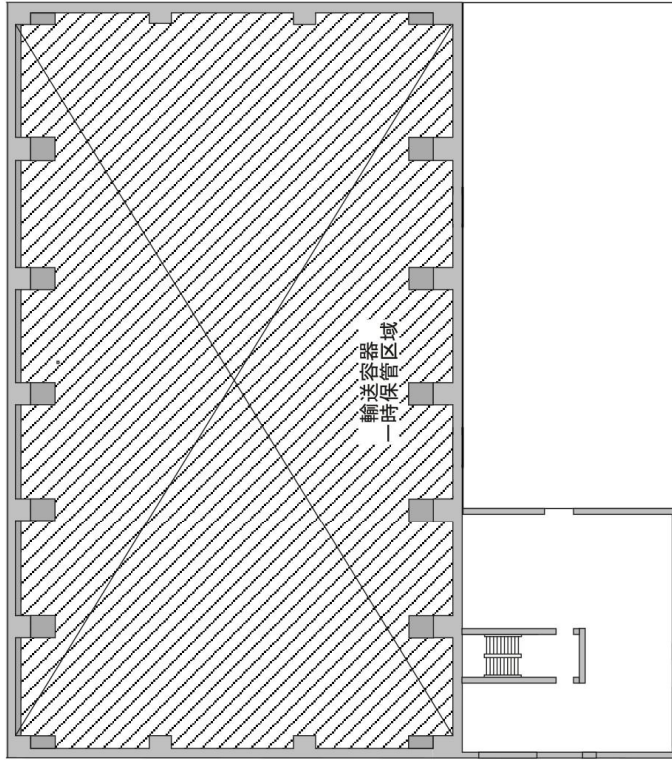
管 理 区 域	
	: 操作業務に人の立ち入り禁止する区域※(レッド区域)
	: それ以外の区域
	: 操作業務に人の立ち入り禁止する区域(シフト区域)
	: それ以外の区域

※本施設では該当なし

別図2 (3/6) ガラス固化体受入れ建屋、ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋棟1階管理区域図 (第32条関係)



別図2 (4/6) ガラス固化体受入れ建屋、ガラス固化体貯蔵建屋及びびガラス固化体貯蔵建屋B棟2階管理区域図 (第3条関係)

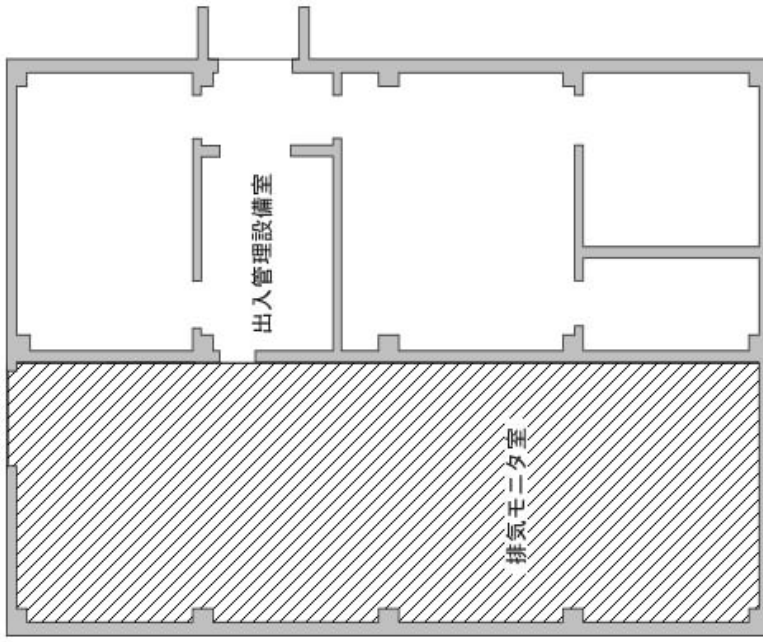






ガラス固化体受入れ建屋

管理区域					
汚染のおよぼさない区域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>： 運転作業中に人の立ち入りを禁止する区域※（レッド区域）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>： それ以外の区域</td> </tr> </table>		： 運転作業中に人の立ち入りを禁止する区域※（レッド区域）		： それ以外の区域
	： 運転作業中に人の立ち入りを禁止する区域※（レッド区域）				
	： それ以外の区域				
それ以外の区域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>： 運転作業中に人の立ち入り禁止する区域（レッド区域）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>： それ以外の区域</td> </tr> </table>		： 運転作業中に人の立ち入り禁止する区域（レッド区域）		： それ以外の区域
	： 運転作業中に人の立ち入り禁止する区域（レッド区域）				
	： それ以外の区域				

※本施設では該当なし

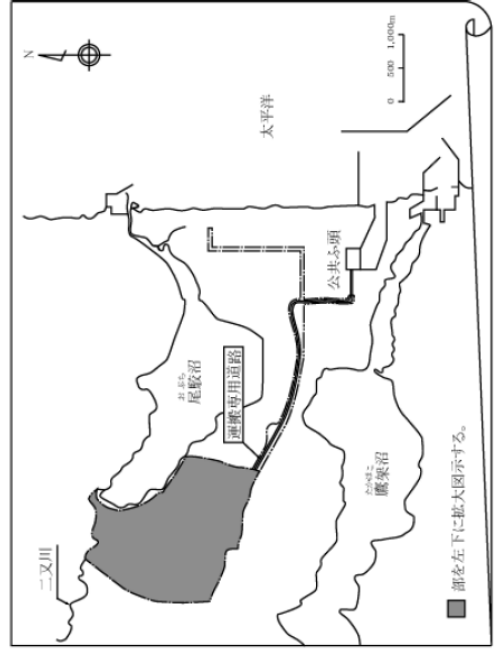
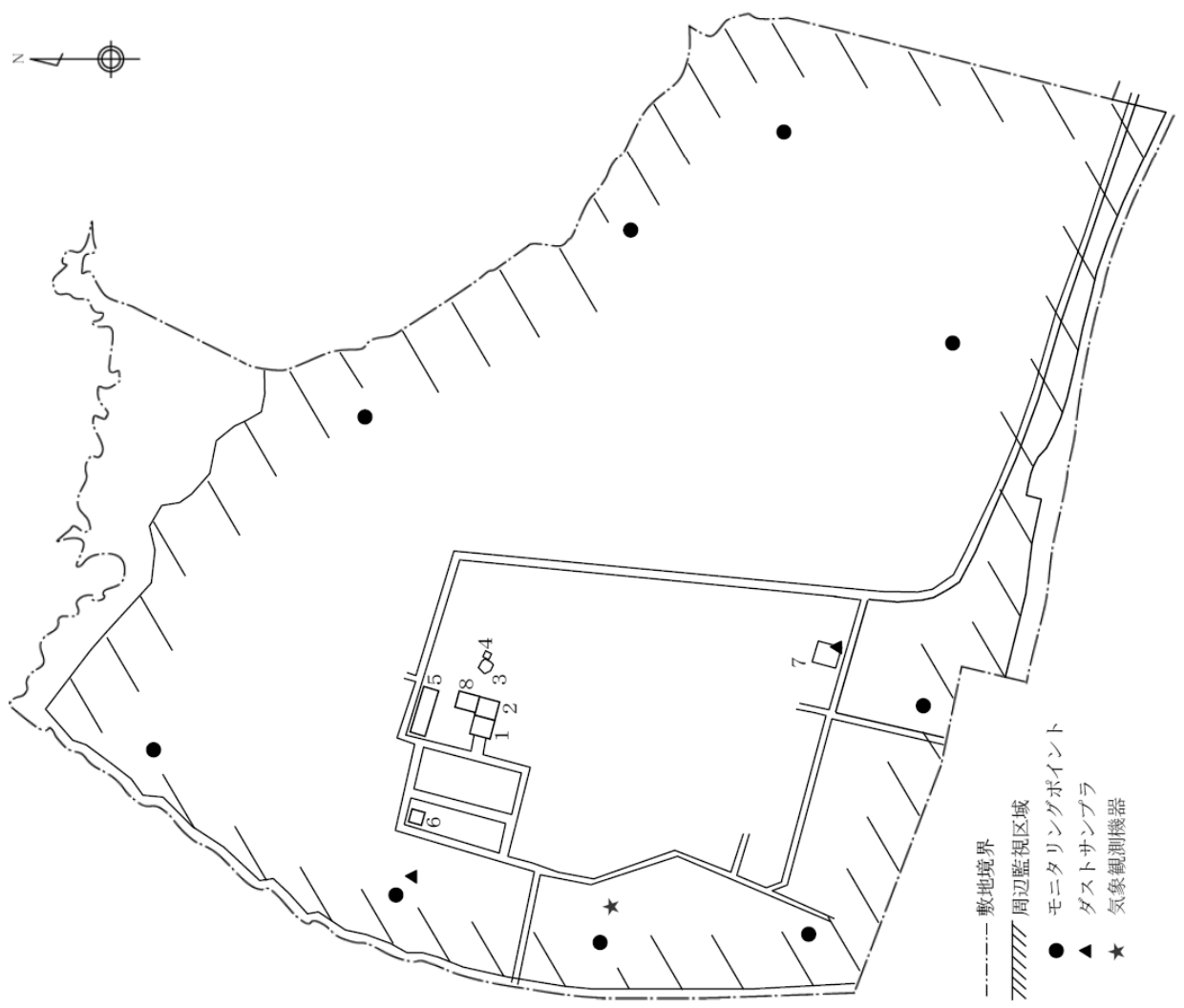
別図2（5／6）ガラス固化体受入れ建屋3階管理区域図（第32条関係）



管理区域	
 作業区域 作業中に人の 立ち入りを禁止する 区域※(レッド区域)	 それ以外の区域
 それ以外の区域	 それ以外の区域

※本施設では該当なし

別図2 (6/6) 北換気筒管理建屋1階管理区域図 (第32条関係)



1	ガラス固化体受入れ建屋
2	ガラス固化体貯蔵建屋
3	ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒
4	北極気筒管理建屋
5	ユーティリティ建屋
6	開閉所
7	保健管理建屋
8	ガラス固化体貯蔵建屋B棟

別図3 周辺監視区域図 (第37条関係)

別表1 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長
(第5条、第29条の3関係)

設備等	管理担当課長	保守担当課長*1
放射線管理施設（気象観測機器を含む）	放射線施設課長	放射線施設課長
建 物	建築保全課長	建築保全課長
建屋外の電気設備*2	ユーティリティ施設課長	電気保全課長
ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクト	安全ユーティリティ課長	共用機械課長
上記以外の廃棄物管理施設	貯蔵管理課長	ガラス固化機械課長*3 電気保全課長*3 火災防護課長*3 計装第二課長*3

*1：本欄に定める課長のほか、貯蔵管理課長が管理担当課長として所管する機械品の点検、工事等を行う場合は保守担当課長に該当する。

また、電気技術課長は電気品の簡易な外観等の点検を、機械技術課長は機械品の共通的な点検を行う。

*2：再処理施設と共用する電気設備

*3：機械品；ガラス固化機械課長、電気品；電気保全課長、自動火災報知設備；火災防護課長、計装品；計装第二課長

別表2 巡視点検を行う設備等（第11条関係）

対象設備* ¹		巡視点検項目* ²
1	ガラス固化体受入れ設備	(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等（異常の有無）
		(2) ガラス固化体検査室内の状況
2	ガラス固化体貯蔵設備	(1) 貯蔵ピットの状況（搬送室床面の収納管ふた等の状況）
3	計測制御設備	(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値（異常の有無）
4	放射線監視設備	(1) 放射線監視盤の状態及び指示値（異常の有無）
5	気体廃棄物の廃棄施設	(1) 送風機、排風機の運転状態（異常の有無）
		(2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態
6	液体廃棄物の廃棄施設	(1) 漏えいの有無
7	固体廃棄物の廃棄施設	(1) 固体廃棄物の保管状況
8	電気設備	(1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況（異常の有無）
	建物	(1) 外観（建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無）

*1：対象設備のうち、建屋外の電気設備については統括当直長が、それ以外の設備については貯蔵管理課長が巡視点検を行う。

*2：有毒ガス、化学物質の漏えい等による影響が制御室に及ぶ場合に用いる資機材及び手順を整備し、施設の監視が実施できるようにする。

別表 2 の 2 初期消火活動に係る設備等（第 12 条の 3 関係）

設備等	数 量	担当課長
衛星電話* ¹	1 回線* ²	貯蔵管理課長
化学消防自動車* ³	1 台* ⁴	防災施設課長
泡消火薬剤	1,500 リットル以上	

* 1 : 制御室内に設置。

* 2 : 点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修理後は遅滞なく復旧させる。

* 3 : 400 リットル毎分の泡放射を同時に 2 口行うことが可能な能力を有する。

* 4 : 点検又は故障の場合は、* 3 に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。

別表3 航空機の衝撃荷重に対する輸送容器の健全性を確認するために確認する項目
(第14条関係)

項 目			確 認 内 容
輸 送 容 器 の 名 称			
胴	寸 法	内 径	
		板 厚	
部	材 料 規 格		
蓋	寸 法	フ ラ ン ジ 外 径	
		蓋 外 径	
		フ ラ ン ジ 厚	
		蓋 全 厚	
部	材 料 規 格		

別表4 廃棄物管理施設において管理するガラス固化体の性状 (第15条関係)

固 化 材	ほうけい酸ガラス
ガ ラ ス 固 化 体 容 器	ステンレス鋼 (SUH309相当品)
ガ ラ ス 固 化 体 重 量	550kg/本以下
ガ ラ ス 固 化 体 寸 法	外径 約 430mm 高さ 約 1340mm 容器肉厚 約 5mm
放 射 能 量	アルファ線を放出する放射性物質 3.5×10 ¹⁴ Bq/本以下 アルファ線を放出しない放射性物質 4.5×10 ¹⁶ Bq/本以下
発 熱 量	2.5kW/本以下

別表5 つり上げ高さの制限（第16条関係）

移送設備	移送物	つり上げ高さの制限
受入れ建屋天井クレーン	輸送容器	輸送容器縦起し区域床面又は輸送容器搬送台車から移送物下面まで：9m以下
ガラス固化体検査室天井クレーン	ガラス固化体	輸送容器搬送台車又はガラス固化体放射エネルギー測定装置回転・昇降検査台から移送物下面まで：9m以下

別表6 ガラス固化体検査・測定装置（第19条関係）

検査・測定項目	検査・測定装置
発熱量測定	ガラス固化体発熱量測定装置
外観検査	ガラス固化体外観検査装置
寸法測定	ガラス固化体寸法測定装置
重量測定	ガラス固化体重量測定装置
放射エネルギー測定	ガラス固化体放射エネルギー測定装置
閉じ込め検査	ガラス固化体閉じ込め検査装置
表面汚染検査	ガラス固化体表面汚染検査装置

別表7 削除

別表8 放射性気体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値（第31条関係）
（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口）

項目	管理目標値 (Bq/cm ³) (3月平均値)
放射性ルテニウム	1 × 10 ⁻⁷
放射性セシウム	9 × 10 ⁻⁷

別表9 放射性気体廃棄物の測定項目及び測定頻度（第31条関係）

測定項目	測定頻度
ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質の濃度 (放射性セシウム、放射性ルテニウム)	原則として1回/週 確認測定1回/3月
冷却空気出口シャフトの排気口における排気中の放射性物質の濃度 (放射性アルゴン)	原則として1回/週

別表10 放出管理用計測器の種類等（第31条関係）

区分	種類	設置場所
放射性気体 廃棄物管理用	ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ	北換気筒管理建屋
	冷却空気出口シャフトモニタ	ガラス固化体貯蔵建屋 ガラス固化体貯蔵建屋B棟
	放射能測定器	ガラス固化体受入れ建屋

別表 11 管理区域内の区分基準（第 33 条関係）

区 分	基 準
グリーン区域	外部放射線に係る線量率が $500 \mu\text{Sv/h}$ 以下であって、通常作業において、空気中の放射性物質の濃度の 3 月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えない区域
イエロ区域	外部放射線に係る線量率が $500 \mu\text{Sv/h}$ 以下であって、通常作業において、空気中の放射性物質の濃度の 3 月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第 6 条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度又は線量告示第 4 条に定める表面密度限度以下である区域
レッド区域	外部放射線に係る線量率が $500 \mu\text{Sv/h}$ を超え、空気中の放射性物質の濃度の 3 月間の平均値が線量告示第 6 条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超え、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第 4 条に定める表面密度限度を超えるおそれのある区域で、通常作業時に人の立入りを禁止する区域

別表 12 身体及び身体に着用している物の表面密度（第 36 条関係）

区 分	表面密度
アルファ線を放出する放射性物質	$0.4 \text{ Bq} / \text{cm}^2$
アルファ線を放出しない放射性物質	$4 \text{ Bq} / \text{cm}^2$

別表 13 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度（第 38 条関係）

項 目	評 価 頻 度
実効線量* ¹ ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量* ²	1 回／3 月* ³ （本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については、出産までの間 1 回／月* ⁴ ） その他、放射線管理課長が必要と認めた都度
等価線量* ¹	

* 1：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

* 2：ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入った放射線業務従事者を除く。

* 3：4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間

* 4：毎月 1 日を始期とする 1 月間

別表 14 放射線業務従事者の線量限度（第 38 条関係）

実効線量限度	等価線量限度		
	眼の水晶体	皮 膚	妊娠中である女子の腹部表面
1. 100mSv／5 年* ¹ 2. 50mSv／年* ² 3. 女子* ³ ：上記 1. 及び 2. に定めるほか、5mSv／3 月* ⁴ 4. 妊娠中である女子：上記 1. 及び 2. に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1mSv	1. 100mSv／5 年* ¹ 2. 50mSv／年* ²	500mSv／年* ²	本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv

* 1：平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間

* 2：4 月 1 日を始期とする 1 年間

* 3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各職位に書面で申し出た者並びに表中 4. に該当する者を除く

* 4：4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間

別表 14 の 2 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度（第 38 条関係）

実効線量限度	等価線量限度	
	眼の水晶体	皮膚
1. 100mSv（2. の場合を除く。）	300mSv	1Sv
2. 250mSv（線量告示第 7 条第 2 項に定める事象が発生した場合）		

別表 14 の 3 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度（第 38 条関係）

項 目	評 価 頻 度
実効線量* ¹ ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量	1 回／月* ²
等価線量* ¹	

* 1：線量の算定については線量告示第 10 条によるものとする。

* 2：毎月 1 日を始期とする 1 月間

別表 15 管理区域における線量当量等の測定（第 41 条関係）

測 定 場 所	測定項目	測定頻度
管理区域	・外部放射線に係る線量当量率* ¹ ・外部放射線に係る線量当量* ¹ ・空気中の放射性物質の濃度* ² ・表面密度* ²	毎日操作中 1 回 1 回／週 1 回／週 1 回／週
管理区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量* ¹	1 回／週

* 1：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

* 2：汚染のおそれのない区域は、測定を省略することができる。

別表 16 周辺監視区域における線量当量等の測定（第 41 条関係）

測 定 場 所	測定項目	測定頻度
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量 ・外部放射線に係る線量当量* ・空気中の放射性粒子濃度	1 回／3 月 1 回／週 1 回／週

*：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

別表 17 放射線測定器類（第 42 条関係）

測定器名	数量
・放射線管理用固定式モニタ	
・ガンマ線エリアモニタ*	9 台
・ベータ線ダストモニタ	1 台
・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ*	2 台
・冷却空気出口シャフトモニタ*	2 台
・エアスニファ	21 台
・放射線サーベイ機器	
・ガンマ線用サーベイメータ	4 台
・中性子線用サーベイメータ	2 台
・アルファ線用サーベイメータ	3 台
・ベータ線用サーベイメータ	3 台
・ダストサンプラ	1 台
・放射能測定器	2 台
・退出モニタ	2 台
・個人線量計（警報付電子線量計）	1 式
・ホールボディカウンタ	1 台
・環境モニタリング設備	
・ダストサンプラ	2 台
・放射能測定器	1 台
・積算線量計用測定装置	1 台

*：警報装置の作動の確認を含む。

別表 18 物品等の移動に係る基準（第 43 条、第 44 条、第 45 条関係）

項目	基準値
表面密度	アルファ線を放出する放射性物質 0.4Bq/cm ² アルファ線を放出しない放射性物質 4Bq/cm ²
表面における線量当量率	2 mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は、10mSv/h以下であって、当該承認を受けた特別措置の値
表面から 1 m における線量当量率	100 μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は、当該承認を受けた特別措置の値

別表 18 の 2 緊急作業についての教育（第 48 条の 2 関係）

教 育 項 目	時 間
緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	180 分以上
電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	60 分以上

別表 18 の 3 緊急作業についての訓練（第 48 条の 2 関係）

訓 練 項 目	時 間
緊急作業の方法	180 分以上
緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1	180 分以上

* 1 : 兼用できる訓練

- ・ 第 58 条に基づく訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練

別表 19 保安教育の実施方針（第 57 条関係）

	操作員	左記以外の 貯蔵管理課員	保全企画部員、 保全技術部員、 土木建築保全部員、計装保全部員、電気保全部員及び機械保全部員	放射線管理部員	その他の者
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (各 120 分以上)	原子炉等規制法及びその関係法令全般及び廃棄物管理施設保安規定（事業の許可並びに設計及び工事の計画の認可に係る事項を含む）全般（入所時教育）				
	廃棄物管理施設の保安に係る法令及び廃棄物管理施設保安規定（同上）の解説、運用等*				
	廃棄物管理施設保安規定の改正内容（改正教育）				
廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること (各 120 分以上)	廃棄物管理施設に係る設備の安全設計、構造、性能に係る基礎知識、操作に関する事項、異常時の応急措置に係る事項（入所時教育）				
	廃棄物管理施設の操作及び管理に必要な設備の構造、性能、安全機能等の知識、並びに過去の異常事例*			対象外	
	廃棄物管理施設の操作に係る手順書教育及び操作訓練*	対象外			
放射線管理に関すること (240 分以上、ただし実務知識については、60 分以上)	放射線の性質、生体への影響、線量当量率等の監視方法、管理区域の立入り及び退去の手順、放射線測定及び放射線防護、管理区域内での遵守事項、保護具の使用方法、異常時の応急措置に係る事項（入所時教育）				
	放射線防護及び放射線管理に係る実務知識*				
核燃料物質等の取扱いに関すること (各 60 分以上)	廃棄物管理施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎知識、異常時の応急措置に係る事項（入所時教育）				
	廃棄物管理施設において核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄を行うために必要な実務知識*			対象外	
非常の場合に講ずべき処置に関すること (各 60 分以上)	<p>非常時要員：非常時対策活動を円滑に実施するための知識及び技能、並びに過去の異常事例*（他の教育項目に含まれる事項を除く。）</p> <p>上記以外の者：非常時対策活動に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等（入所時教育）</p>				

1. *を付した教育の実施頻度は年 1 回とする。
2. 第 4 条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属する者で、放射線業務従事者でない者については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に講ずべき処置に関する教育を実施する。
3. 第 4 条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属さない者で、放射線業務従事者でない者については対象外とする。ただし、非常時要員については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に講ずべき処置に関する教育を実施する。
4. 入所時教育については、新規配属等に際して新たに必要となる項目について実施するとともに、3 年に 1 回、再教育を実施する（ただし、*を付した教育を実施する場合はこれに替えることができる。）
5. 教育時間については、業務内容に応じた保安教育の内容による。
6. 「廃棄物管理施設保安規定の改正内容に係る教育（改正教育）」は、改正内容に係る業務を開始するまでに実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。

別表 20 保安活動に関する記録（第 60 条関係）

1. 管理規則第 26 条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者* ³	保存期間
1. 廃棄物管理施設の施設管理（管理規則第 29 条第 1 項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	許認可業務課長	許認可業務課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
(2) 管理規則第 29 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した廃棄物管理施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
(3) 管理規則第 29 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理方針：社長 施設管理目標：事業部長 施設管理実施計画：技術課長	施設管理方針：保全企画部長 施設管理目標：品質保証課長 施設管理実施計画：技術課長	評価を実施した廃棄物管理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間

記 録 事 項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者* ³	保存期間
2. 放射線管理記録* ¹				
(1) 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日操作中 1 回	放射線安全課長	放射線安全課長	10年間
(2) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月ごとに 1 回	放射線管理課長	放射線管理課長	
(3) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	放射線安全課長 及び環境管理課長	放射線安全課長 及び環境管理課長	

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*3	保存期間
(4) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで
(5) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)			
(6) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度			
(7) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時			
(8) 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を行った各課長等	運搬を行った各課長等	1年間

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者* ³	保存期間
(9) 固体廃棄物貯蔵室に保管廃棄する放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度			法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間
(10) 放射性廃棄物を容器に封入した場合には、その方法	封入の都度	貯蔵管理課長	貯蔵管理課長	
(11) 廃水貯槽に保管廃棄する放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度			
(12) 放射性物質による汚染の広がり の防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	防止及び除去の都度	防止及び除去を行った課長	防止及び除去を行った課長	1年間
3. 操作記録				
(1) 貯蔵ピットに収納したガラス固化体の挿入量及び挿入の日時	挿入の都度	貯蔵管理課長	貯蔵管理課長	1年間 (1年を超えてガラス固化体を搬出するまでの期間)
(2) ガラス固化体の冷却空気温度* ² 及び収納管排気設備の入口圧力	連続して (1時間ごとに1回)			
(3) 廃棄物管理施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	貯蔵管理課長	貯蔵管理課長	1年間
(4) 警報装置から発せられた警報* ⁴ の内容	その都度			
(5) 貯蔵ピットにガラス固化体を収納する操作の責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度			

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者* ³	保存期間
4. 廃棄物管理施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置	その都度	技術課長	技術課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間
5. 気象記録 (1) 風向及び風速 (2) 大気温度	連続して	環境管理課長	環境管理課長	10年間
6. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度 実施の都度	技術課長 保安教育を実施した各職位の者 同上	技術課長 保安教育を実施した各職位の者 同上	3年間
7. 品質管理基準規則第 4 条第 3 項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録を作成又は変更した職位* ⁵	当該文書又は記録を作成又は変更した職位* ⁵	当該文書又は記録の作成又は変更後 5 年が経過するまでの期間
8. 管理規則第 33 条の 2 第 1 項各号の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果	評価の都度	保安管理課長	保安管理課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間

* 1 : 線量等の記録については、線量告示第 3 条によるものとする。

* 2 : 冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにおける冷却空気温度並びにガラス固化体が貯蔵された収納管と通風管とで形成する円環流路出口における冷却空気温度とする。

* 3 : 保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存する。

* 4 : 「警報装置から発せられた警報」とは、廃水貯槽の漏えい水検知装置、ガンマ線エリアモニタ、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタのレベル高警報をいう。

* 5 : 社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録は安全・品質本部長、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録は品質保証課長、技術本部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録は技術管理部長とする。

2. 管理規則第6条の3及び第14条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る廃棄物管理施設の存続する期間
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	その廃棄物管理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

添付1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準

(第12条の3、第12条の4、第12条の5及び第12条の6関連)

1 火災

防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1から1. 4を含む火災防護計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、火災防護計画に基づき、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。

1. 1 要員の配置

- (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。
- (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。
- (3) 事業部長は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。

a. 火災予防活動に関する要員

各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。

b. 初期消火要員

通報連絡者、操作員、消火専門隊による初期消火要員として、10名以上を再処理事業所に常駐させる。

c. 自衛消防隊

(a) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業部長を消防隊長とする自衛消防隊を設置する。

(b) 自衛消防隊は、10班で構成され、各班には、責任者である班長を配置する。

(c) 消防隊長は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、命令及び監督を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。

1. 2 教育訓練の実施

防災業務課長及び貯蔵管理課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。

(1) 火災防護教育

防災業務課長は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。

- a. 火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に係る運営管理に関する教育訓練
 - b. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練
- (2) 自衛消防隊による総合訓練
- 防災業務課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。
- (3) 操作員に対する教育訓練
- 貯蔵管理課長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。
- a. 廃棄物管理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育
 - (a) 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備（安重機能を有する機器等並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器のうち安重機能を有する機器等を除いたものをいう。）
 - (b) 火災及び爆発の発生防止対策
 - (c) 火災感知設備（自動火災報知設備）
 - (d) 消火設備
 - (e) 火災及び爆発の影響軽減対策
 - (f) 火災影響評価
 - b. 廃棄物管理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的とした消火器及び水による消火活動についての訓練
- (4) 消防訓練
- 防災業務課長は、初期消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。

1. 3 資機材の配備

防災施設課長及び各課長は、火災防護対策（初期消火活動を含む。）のために必要な衛星電話、化学消防自動車（大型化学高所放水車）、化学粉末消防車及びその他資機材を配備する。また、消防車の予備として、動力ポンプ付き水槽車（消防ポンプ付水槽車）等を配備する。

1. 4 手順の整備

- (1) 防災業務課長は、廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため

に定める火災防護計画に以下の項目を含める。

- a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等
 - b. 廃棄物管理施設における火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと
 - c. 前b.を除く廃棄物管理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこと
 - d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等
- (2) 各職位は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。
- a. 火災が発生していない平常時の対応
 - (a) 貯蔵管理課長は、制御室に設置する火災報知盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異状がないことを確認する。
 - (b) 貯蔵管理課長は、消火設備の故障警報が発報した場合には、制御室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を依頼する。
 - b. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する区域における火災及び爆発の発生時の対応
 - (a) 貯蔵管理課長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。
 - (b) 貯蔵管理課長は、消火活動が困難な場合は、操作員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。
 - c. 制御室における火災及び爆発発生時の対応
 - (a) 貯蔵管理課長は、火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する操作員による消火活動、運転状況の確認等を行う。
 - (b) 貯蔵管理課長は、煙の充満により操作に支障がある場合は、火災及び爆発の発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。
 - d. 火災感知設備の故障その他の異状により監視ができない状況となった場合の対応

貯蔵管理課長は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。
 - e. 消火活動

貯蔵管理課長は、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。
 - f. 防火監視

貯蔵管理課長は、可燃物の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視する。

g. 可燃物の持込みと保管

各職位は、廃棄物管理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃物に対する持込みと保管について、火災及び爆発の発生の可能性低減のための措置を実施する。

h. 可燃性又は難燃性の固体廃棄物貯蔵時の火災及び爆発の発生並びに延焼防止

各職位は、廃棄物管理施設において可燃性又は難燃性の固体廃棄物を貯蔵する必要がある場合、火災及び爆発の発生及び延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生を実施する。

i. 火気作業

各職位は、廃棄物管理施設における火気作業に当たっては以下のとおり対応する。

- (a) 火気作業前の計画作成
- (b) 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置
- (c) 火気作業後の確認事項（残り火の確認等）
- (d) 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理
- (e) 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）
- (f) 仮設ケーブル（電工ドラムを含む。）の使用制限
- (g) 火気作業に関する教育

j. 化学薬品の取扱い及び保管

各職位は、化学薬品の取扱い及び保管時には火災及び爆発の発生を防止するための措置を実施する。

k. 火災防護に必要な設備の機能維持

管理担当課長及び保修担当課長は、火災防護に必要な設備の機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

l. 防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備

防災業務課長は、火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備を実施する。

m. 消火活動に必要な設備の管理

防災施設課長及び管理担当課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を管理する。

n. 設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に係る管理

各職位は、設計対処施設（外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）を収納する建屋が該当する。）及び危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないように影響評価を行い確認する。

o. 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応

貯蔵管理課長は、外部火災により、ばい煙及び有毒ガスが制御室の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。

p. 外部火災に対する消火活動

自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。

q. 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等

新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、F A R S I T Eの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。

r. 外部火災の評価の条件変更に係る対応

新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。

1. 5 定期的な評価

- (1) 各職位は、1. 1 から 1. 4 の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。
- (2) 防災業務課長は、1. 1 から 1. 4 の活動の実施結果を取りまとめ、1 年に 1 回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
- (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じさせる。

1. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置

工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

2 火山活動のモニタリング等

土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の 2. 1 から 2. 4 を含む計画を作成するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。

2. 1 要員の配置

- (1) 技術本部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。

2. 2 教育訓練の実施

- (1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動のモニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的実施する。

2. 3 手順の整備

- (1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。
 - a. 土木建築技術課長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、火山専門家の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。
 - b. 土木建築技術課長は、観測データに有意な変化があった場合、火山専門家の助言を得た上で、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。社長は、報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。
 - c. 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順には、以下を含める。
 - (a) 対象火山の選定
 - (b) 対象火山の状態（噴火状況や観測状況）に応じた判断基準（公的機関の発表情報、地殻変動及び地震）の設定
 - (c) 評価方法（手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保）
 - (d) 定期的な評価及び対応（平常時）
 - (e) 臨時の評価及び対応（注意時、警戒時及び緊急時）
 - (f) 必要に応じた公的機関への評価結果の報告
 - (g) 新たな知見及び観測データの蓄積を反映した観測手法、判断基準等の見直し

2. 4 定期的な評価

- (1) 土木建築技術課長は、2. 1から2. 3の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価するとともに、技術本部長に報告する。
- (2) 技術本部長は、(1)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。

2. 5 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置

事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び廃棄物取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う。

3 火山影響等発生時

技術課長は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1から3. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。

3. 1 要員の配置

- (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。
- (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。また、貯蔵管理課長は、降灰予報等により六ヶ所村への多量の降灰が予想される場合、操作員による火山影響等発生時の活動を開始するとともに、必要に応じて活動を行う要員の応援を工場長に要請する。

3. 2 教育訓練の実施

- (1) 各職位は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、火山影響等発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。
- (2) 貯蔵管理課長は、操作員に対して、火山影響等発生時の操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的実施する。
- (3) 貯蔵管理課長は、課員に対して、火山影響等発生時に対する運用管理に関する教育訓練並びに火山事象より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。

3. 3 資機材の配備

- (1) 各職位は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。

3. 4 手順の整備

- (1) 各職位は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。
 - a. 降下火砕物の侵入防止
 - (a) 貯蔵管理課長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講じる。
 - (b) 貯蔵管理課長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。
 - b. 降下火砕物の除去作業

- (a) 貯蔵管理課長は、降灰後は設計対処施設への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所の降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。
- c. 制御室の居住性が損なわれるおそれがある場合の対策
 - (a) 貯蔵管理課長は、降灰が確認され、制御室の居住性が損なわれるおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。
- d. 降灰の廃棄物管理施設への影響確認
 - 貯蔵管理課長は、降灰が確認された場合は、廃棄物管理施設への影響を確認するため、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の点検を行うとともに、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。
- e. 降下火砕物防護対象施設の機能維持
 - 貯蔵管理課長及び保修担当課長は、降下火砕物防護対象施設の要求機能が維持されるよう、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響を確認するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

3. 5 定期的な評価

- (1) 各職位は、3. 1 から 3. 4 の活動の実施結果について、技術課長に報告する。
- (2) 技術課長は、3. 1 から 3. 4 の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
- (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。

3. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置

工場長は、火山影響等発生時の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置*について協議し、必要な措置を講じる。

*：火山影響等発生時におけるガラス固化体の受入れの停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。

4 地震

技術課長は、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1 から 4. 4 を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。

4. 1 要員の配置

- (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。
- (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。

4. 2 教育訓練の実施

- (1) 技術課長は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、地震発生時対応に関する教育訓練を定期的の実施する。
- (2) 貯蔵管理課長は、操作員に対して、地震発生時の操作等に関する教育訓練を定期的の実施する。

4. 3 資機材の配備

各職位は、地震発生時に使用する資機材を配備する。

4. 4 手順の整備

- (1) 各職位は、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。

a. 波及的影響防止

- (a) 各職位は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。
- (b) 各職位は、機器等の設置並びに点検資材等の仮設及び仮置時における、安全上重要な施設に対する下位クラス施設の以下4つの観点における波及的影響を防止する。

なお、下位クラス施設としては、耐震Bクラス及びCクラスの施設を考慮する。

ア. 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響

イ. 安全上重要な施設と下位クラス施設との接続部における相互影響

ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響

エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響

b. 地震発生時の廃棄物管理施設への影響確認

貯蔵管理課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び廃棄物取扱主任者に報告する。

4. 5 定期的な評価

- (1) 各職位は、4. 1 から 4. 4 の活動の実施結果について、技術課長に報告する。
- (2) 技術課長は、4. 1 から 4. 4 の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
- (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。

4. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置

工場長は、地震の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

添付2 長期施設管理方針
(第28条関連)

廃棄物管理施設の長期施設管理方針
(始期：2015年4月24日、適用期間：10年間)

高経年化対策の観点から充実すべき施設管理項目はなし